

# 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の 影響緩和に係る 月次支援金のオンライン申請の手順について

(中小法人等)

2021年8月20日

月次支援金事務局

# 本ご案内の内容について

#### ご案内の対象

- 「緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」(以下「月次支援金」)の申請を希望される方を対象としています。
- 中小法人等の方を対象とした説明資料となります。
- ※ 資本金10億円以上の企業を除く、中小法人等を対象としており、会社以外の法人についても対象となります。対象については、詳しくは給付規程をご確認ください。(給付規程P.1、P.10)

### ご案内の内容

- 仮登録(申請ID発番)から申請完了までについて、WEB上での操作方法をご説明いたします。
- ※ 実際の申請に当たっては、経済産業省ホームページに掲載されている「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について」の資料や給付規程、月次支援金事務局ホームページに掲載されている申請要領をご覧いただき、ご自身が給付対象に該当するかなど、申請に当たって必要となる事項を事前にご確認の上で、本資料を参考に申請手続きを行ってください。

#### 【参考資料リンク】

月次支援金 (METI/経済産業省): <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji-shien/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji-shien/index.html</a> <a href="https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/downloads/index.html">https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/downloads/index.html</a>

# 月次支援金申請の流れ

#### 【申請の手順】

<u>手順1</u>

マイページ上で **仮登録/申請ID** の発番を行う

 $P.3 \sim 15$ 

手順2

登録確認機関から**事前確認**を 受ける

P.16~24

手順3

マイページ上で **月次支援金の 申請**を行う

P.25~84

月次支援金 事務局で、 申請内容を確認

内容を確認 (※)

(

一時支援金を受給している場合又は月次支援金の申請に際して事前確認を 受けた場合 <u>手順3</u>

マイページ上で月次支援金の申請を行う

※<u>再度の申請IDの発番、事前確認は不</u>要です。

P.25~120

で登録の口座に入金

給付通知書

を発送/

- ※ 申請内容に不備がある場合は、メール・マイページへの通知により、不備修正を依頼します。その場合、審査に時間を要するため、申請要領に記載の「申請時の注意事項」等を参考に、申請内容が適切であるかを改めてご確認ください。また、給付要件を満たさない恐れがある場合は、追加証憑の提出を依頼するため、さらに審査にお時間を頂く場合があります。
- ※ なお、給付要件を満たさない場合、又は給付要件を満たすことが確認出来ない場合には、月次支援金を給付しません。
- ※ 不備内容の修正・申請の取下げ方法については、P.121~123をご確認ください。

- 1.月次支援金のホームページへアクセスする



- (1) 月次支援金のホームページにアクセス
  - ※【Windowsの場合】 ブラウザはGoogle Chrome又 はMicrosoft Edgeの最新バー ジョンをご利用ください。
  - ※【Macの場合】 ブラウザはGoogle Chromeの 最新バージョンをご利用ください。
  - ※ スマートフォンでも、ご利用いただけます。
- 2)トップページ画面を下へ移動

③ STEP 1 を確認し、[仮登録(申請IDの発番)をする]ボタンを押下

### - 2. 仮登録を行う









① ご自身の該当する事業形態に チェック

- ② ご自身の法人の法人番号を入力
  - ※ [法人番号を調べる] ボタンを押下して、名称・所在地などから法人番号を調べることもできます (次ページ以降を参照ください)
- ③ 法人番号を入力後、[法人番号から自動入力する] ボタンを押下

### - 2. 仮登録を行う

社会保障·税番号制度 国税庁 法人番号公表サイト 法人番号でわかる。つながる。 ひろがる。





このサイトでは、法人番号の指定を受けた者の1.**商号又は名称、2.本店又は主たる事務所の所在地、3.法人番号(基本3情報)**を公表しています。また、「基本3情報ダウンロード」画面より、データをダウンロードすることもできます。

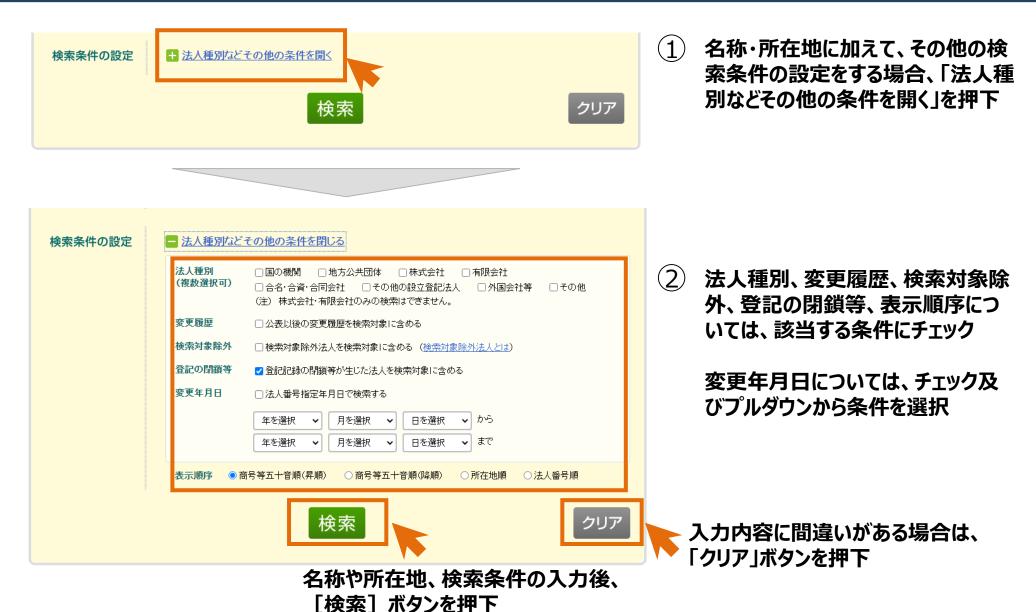
● 新レく法人の設立登記をされた方へ ● ご利用方法(検索・閲覧、ダウンロード機能)について



- ① 名称・所在地などから調べるタブ を選択
- ② ご自身の商号または名称を入力 ※ 部分一致·前方一致が選択可能

- ③ ご自身の所在地を入力
  - ※ 都道府県・市区町村はプルダウンより選択
  - ※ 丁目番地以降を詳細に指定する場合は # ボタンを押下
  - ※ 郵便番号での検索も可能

- 2. 仮登録を行う



#### - 2. 仮登録を行う

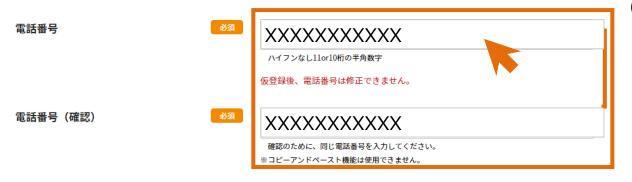








各キャリアのセキュリティ設定及び迷惑メール対策等でドメイン指定受信が設定されている場合、メールが届かない場合があります。 @ichijishienkin.go.jpドメインを受信できるようご設定ください。



- 1 ご自身のメールアドレスを入力
  - ※ 半角英数字
  - ※ セキュリティ設定及び迷惑メール対 策等でドメイン指定受信が設定され ている場合、メールが届かない場合 がありますので、下記のドメインを受 信できるように設定してください。 「@ichijishienkin.go.jp」
- ②ご自身の電話番号を入力
  - ※ 半角英数字
  - ※ ハイフンは入力しない

### - 2. 仮登録を行う

#### 申請にあたっての同意事項

#### 1. 利用目的

当サイトで得た「個人情報」は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の事務事業の実施に関連する事項及び経済産業省からの各種支援策等のお知ら せに使用させていただきます。

#### 2. 個人情報提供

当サイトで得た「個人情報」を、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の事務並びに国及び地方公共団体による月次支援金の制度枠組みを準用した支援策の事務のために第三者に提供する場合や月次支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報を第三者から取得する場合があります。

#### 3. 注意事項

同意事項にチェックをいただけない場合には、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金事務事業の対象とできない可能性がございます。

#### 4. 受領委任

申請者は、中小企業庁長官から給付される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の受領権限を事務局に委任します。申請者は、事務局へ受領した月次 支援金を預り金として適切に管理のうえ、申請者から提出された口座へ振り込むことを依頼します。その際の費用は事務局が負担することとします。また、給付要件を満たさないこ と等が判明した場合は、事務局は申請者から返還を受けた月次支援金を、申請者に代わって遅滞なく中小企業庁長官に返還します。

#### 5. その他

申請者の個人情報について、修正・削除等の対応が必要な場合、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

月次支援金事業 コールセンター

0120-211-240

[IP電話専用回線] 03-6629-0479

受付時間 8:30~19:00 (土日、祝日含む全日対応)

※携帯電話からでもフリーダイヤルにお電話していただくことができます。

※電話番号の掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。



同意事項を全て確認した上でチェック ボックスにチェックを入れてください。

### - 2. 仮登録を行う



#### - 2. 仮登録を行う

[登録]ボタンを押下すると、「仮登録」が完了し、入力したメールアドレスに仮登録完了メールが送信されます。

#### 月次支援金 申請仮登録

#### 仮登録完了

仮登録が完了しました。 ご登録いただいたメールアドレス宛に仮登録完了メールを送付しました。 メールに記載のURLより、ログインID及びパスワードの設定(本登録)を完了してください。(URLの有効時間は1時間です。)

- 1. 申請前に登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。下記リンクをご覧の上で事前確認を受けてください。
  - (1) 必要書類の準備(事前確認用リーフレット)https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/assets/files/m kakunin leaflet.pdf
  - (2) 事前確認の依頼・予約(登録確認機関の検索画面)https://reservation.ichijjshienkin.go.jp/third-organ-search/
- 2. 事前確認を受けた後に申請する際に必要な添付書類は、下記リンクよりご確認ください。

法人: https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/procedure flow/index.html

### - 2. 仮登録を行う

#### 「info@ichijishienkin.go.jp」から、仮登録で入力したメールアドレスに送信されます。(1/2)

月次支援金事務局です。

月次支援金の電子申請マイページの仮登録が完了しました。

現時点では、月次支援金の申請は完了しておりません。

以下のURLにアクセスして、ログインID・パスワードを設定し、月次支援金の申請をお願いいたします。



1) 申請前に登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。下記リンクをご覧の上で事前確認を受けてください。 必要書類の準備(事前確認用リーフット)

https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/assets/files/m kakunin leaflet.pdf 事前確認の依頼・予約(登録確認機関の検索画面)https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search

- 2) 事前確認を受けた後に申請する際に必要な添付書類は、下記リンクよりご確認ください
- 法人 https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/procedure flow/index.html
- 個人事業者等(事業収入) https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/procedure flow/kojin.html
- 個人事業者等(主たる収入が雑・給与所得)https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/procedure flow/zatsu.html
- ※ Windows OSの方は、ブラウザはGoogle Chrome又はMicrosoft Edge を利用してアクセスいただききますよう、お願いいたします。
- ※ Mac OSの方は、ブラウザはGoogle Chromeを利用してアクセスいただききますよう、お願いいたします。
- ※ スマートフォンでも、ご利用いただけます。
- ※ このURLの有効時間は1時間です。1時間以上が経過した場合、仮登録のデータは削除されますので、 仮登録をはじめからやり直してください。

次ページに続く

### - 2. 仮登録を行う

#### 「info@ichijishienkin.go.jp」から、仮登録で入力したメールアドレスに送信されます。(2/2)

- ※ このメールは、登録メールアドレス宛てに自動的に送信されています。
- ※ このメールは、送信専用メールアドレスから配信されています。ご返信いただいてもお答えすることができませんので、ご了承ください。

月次支援金事務局 (<a href="https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin">https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin</a>)
中小企業庁 月次支援金事務事業

### - 3. 申請IDを発番する

#### 月次支援金 申請仮登録



- ① 任意のログインIDを入力
  - ※ 6文字以上/半角英数字
  - ※ ハイフン「-」とアンダーバー「\_」
    以外の記号は使用できません。
- ② 任意のパスワードを入力 ※ 8文字以上/半角英数字・記号
- ※ ログインID・パスワードをメモに取るなど、 必ずご自身で忘れないように管理をお願いします。
- ※ パスワードを5回連続で間違えるとアカウントがロックされ、1時間程度ログインができなくなります。
- ※ アカウントロック時間の経過後は、再度試行できますが、再びアカウントロックした場合はロック時間が長くなりますのでご注意ください。
- ③ 任意のログインID・パスワードを 入力後、[次へ] ボタンを押下

### - 3. 申請IDを発番する

「次へ」ボタンをクリックすると、「info@ichijishienkin.go.jp」から登録したメールアドレスに申請ID発番メールが送信されます。

月次支援金事務局です。 月次支援金の申請IDを発番しました。

申請ID: C123456789 ログインID: xxxxxxxxx

申請IDが発番されたら、手順2.事前確認に進む。

現時点では、月次支援金の申請は完了しておりません。

月次支援金の給付の申請を行う前に、必要な書類を準備の上で、登録確認機関で、 事業の実施状況や月次支援金の給付対象等の正確な理解について、確認を受けてください。

- ※必要書類や予約方法、登録確認機関の一覧については、以下のサイトをご覧ください。 https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/downloads/index.html
- ※ このメールは、登録メールアドレス宛てに自動的に送信されています
- ※ このメールは、送信専用メールアドレスから配信されています。ご返信いただいてもお答えすることができませんので、ご了承ください。

月次支援金事務局(<a href="https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin">https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin</a>)
中小企業庁 月次支援金事務事業

※ 申請IDは10桁のものと対象月毎に割り振られた15桁(10桁+枝番の5桁)のものが存在します。

- 1. 事前確認に必要な書類を準備する



書類・統計データ

(1) ページの下側に移動する。

② STEP 2 を確認し、[事前確認に必要な書類] ボタンを押下。

③ 事前確認に必要な書類や、事 前確認での質問について記載 したリーフレットを確認する。

- 2. 月次支援金事務局のホームページから登録確認機関を検索する



1) ページの下側に移動する。

(2) STEP 3 を確認し、[登録確認機関を検索する] ボタンを押下。

- 3. 自らが、「登録確認機関の会員等」に該当するかを確認する

商工会/商工会議所の会員の方

農協/漁協の組合員の方

中小企業団体中央会の会員の方

金融機関と事業性の与信取引がある方 単に「預金口座」を所有しているだけでは 「事業性の与信取引」には該当しませんので、ご注意ください。

顧問の士業がいる方

「4.所属団体等の登録確認機関を検索する」(P20) に進んでください。

上記のいずれにも当てはまらない方

「5.会員等以外も受け付けている登録確認機関を検索する」(P21)に進んでください。

### - 4. 所属団体等の登録確認機関を検索する

ご自身が<u>会員となっている機関、顧問先、事業性の与信取引先等が登録確認機関として</u>登録されているかどうかを、検索リストから確認する。



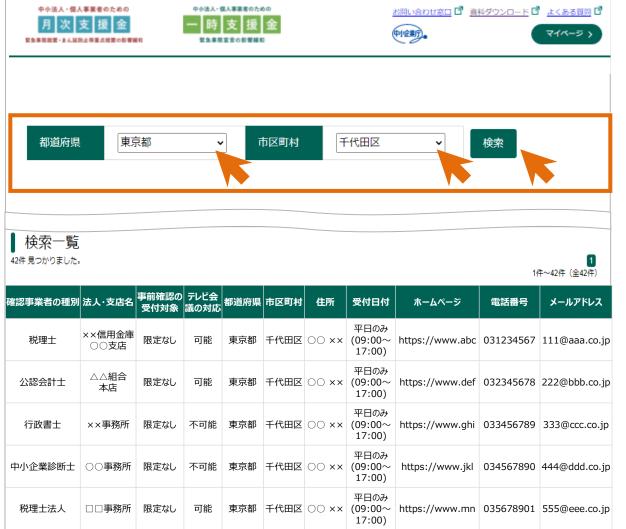
平日のみ ××信用金庫 税理士 限定なし 千代田区 〇〇 ×× (09:00~ https://www.abc 031234567 111@aaa.co.jp ○○支店 17:00) 平日のみ △△組合 公認会計士 限定なし 千代田区 〇〇 ×× (09:00~ https://www.def 032345678 222@bbb.co.jp 17:00) 平日のみ 行政書士 ××事務所 限定なし 不可能 千代田区 〇〇 ×× (09:00~ https://www.ghi 033456789 333@ccc.co.jp 17:00) 平日のみ 中小企業診断士
〇〇事務所 限定なし 不可能 東京都 千代田区 〇〇 ×× (09:00~ https://www.jkl 034567890 444@ddd.co.jp 17:00) 平日のみ 税理十法人 東京都 千代田区 〇〇 ×× (09:00~ □□事務所 限定なし https://www.mn | 035678901 | 555@eee.co.jp 17:00)

- ① 該当する機関が所在する「都道府県」・ 「市区町村」を選択し(または、該当す る機関名を入力し)、「検索」ボタンを 押下。
- ② (該当する機関が<mark>見つかった場合</mark>)→「6.登録確認機関に連絡する」(P22) に進んでください。

(該当する機関が見つからない場合)

→「5.会員等以外も受け付けている 登録確認機関を検索する」(P21) に進んでください。

### - 5.会員等以外も受け付けている登録確認機関を検索する



#### 【事前確認の受付対象の判例】

限定なし:自らの会員、顧問先又は事業性融資先等に対象を限定せず、可能な範囲で対応する

地域限定:自らの会員、顧問先又は事業性融資先等に対象を限定しないが、地域は限定して可能な範囲で対応する。 (※単に「預金口座」を所有しているだけでは「事業性融資先」には該当しませんので、ご注意ください。)

- 1 お近くの「都道府県」(・「市区町村」)を選択し、「検索」ボタンを押下。
- ② 表示されたリストから、事前確認の受付対象が、「限定なし」または「地域限定」となっている機関を探す。
  - ※お近くの地域で見つからない場合は、対象地域を広げて検索してください。
  - ※「受付対象」や「テレビ会議対応可否」 で、検索対象を絞り込むこともできます。
  - ※なお、「限定なし」かつ「テレビ会議での 対応可」の機関であれば、地域を問わ ずご対応いただける可能性があります。
- ③ 事前確認の相談をする機関を決めて、 「6.登録確認機関に連絡する」(P22) に進んでください。

探し方が分からない場合、ご希望の登録確認機関が見つからない場合は、「7.相談窓口に連絡する」(P23)に進んでください。

### - 6. 登録確認機関に連絡する

登録確認機関に、メールまたは電話で、事前予約等の連絡を行ってください。 事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください。

- ●国から事務手数料(1,000円/件)をお支払いする機関では、**事前確認の手数料は無料**です。登録確認機関を探す際には、事前に以下の検索リストに掲載されている **各機関のホームページ** などから手数料の有無を確認の上で、お決めになることをお勧めしております。
- ※**国からの事務手数料を辞退した登録確認機関は、申請者から手数料を頂く**ことがあります。その場合についても、中小企業庁からは、「登録確認機関」の方々に対して、申請希望者の中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、手数料については柔軟な対応を依頼しております。
- ※また、中小企業庁からは、「登録確認機関」の方々に対して、申請者から頂く手数料についてホームページ等で公表して頂くことを依頼しております。
- 2021年新規開業特例の対象となる申請希望者については、検索リストに掲載されている登録確認機関では事前確認を受けることはできません。事前確認を受ける方法については、特例の申請受付を開始する際に、別途ご案内致しますので、今しばらくお待ちください。

### [連絡した登録確認機関から、受付を断られた場合]

各機関の業務の繁忙状況等によっては、事前確認に対応できない場合があります。 その場合は、再度、別の登録確認機関をお探しください。

※事前確認を受け付けてもらえる登録確認機関がどうしても見つからない場合は、「7.相談窓口に連絡する」(P23)に進んでください。

### - 7. 相談窓口に連絡する

探し方が分からない場合、ご希望の登録確認機関が見つからない場合は、 月次支援金事務局相談窓口へお電話ください。





IP電話等からの 03-6629-0479 (通信料がかかります)

### - 8. 事前確認を受ける

登録確認機関に事前確認の予約をした上で、TV会議 / 対面 / 電話を通じた(※)、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認を実施します。

- ※ 事前確認の方法については、予約した登録確認機関にご確認ください。
- ※ 所属団体、事業性の与信取引先、顧問先等の登録確認機関であれば、「給付対象等を正しく理解しているか」等のみについて、電話にて事前確認を受けることができます。ただし、単に「預金口座」を所有しているだけでは「事業性の与信取引」には該当しませんので、ご注意ください。

#### 事前確認の主な内容

- ①「申請ID」、「電話番号」、「法人番号及び法人名」の確認
- ② 本人確認
- ③「確定申告書の控え」、「帳簿書類」、「通帳」の有無の確認
- ④「帳簿書類」及び「通帳」のサンプルチェック
  - ※ 登録確認機関が任意に選択した複数年月における取引の確認
- ⑤ ③及び④が存在しない場合、その理由について確認
- ⑥ 宣誓・同意事項等を正しく理解しているかについて口頭で確認

※ 登録確認機関の会員、顧問 先、事業性の与信取引先等 の場合、②~⑤まで省略可能

事前確認が完了するとマイページから申請が可能になります (手順3へ)

# 手順3 月次支援金の申請

- 1. 基本申請·簡単申請共通 P.25
- 2. 基本申請
- 3. 簡単申請
- 4. 不備内容の修正·取下げ P.121

P.32

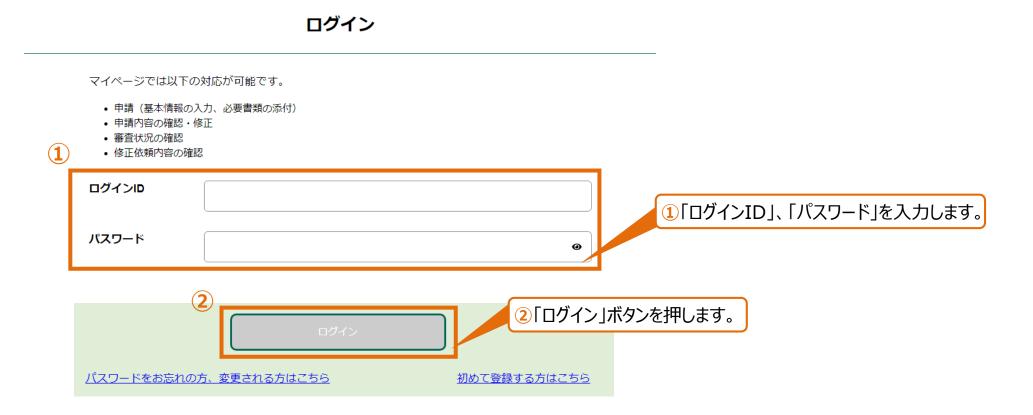
P.85

月次支援金事務局のホームページにて画面右上部の「マイページ」ボタンを押してください。

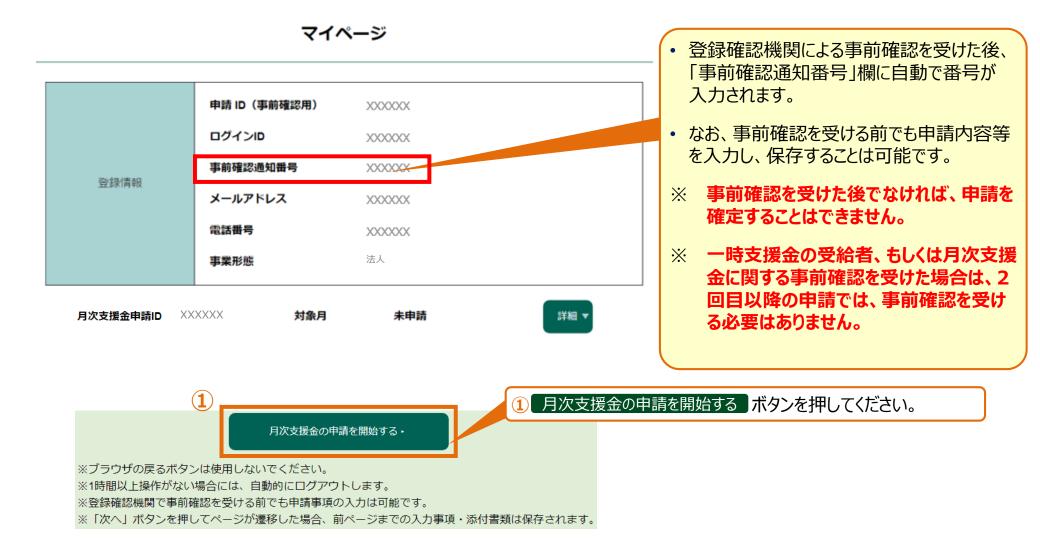
月次支援金事務局のホームページ: <a href="https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/">https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/</a>

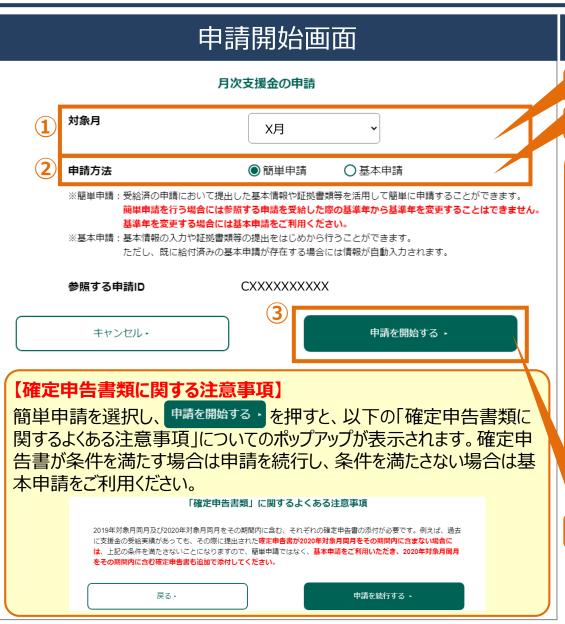


ログインIDとパスワードを入力して、マイページにログインしてください。



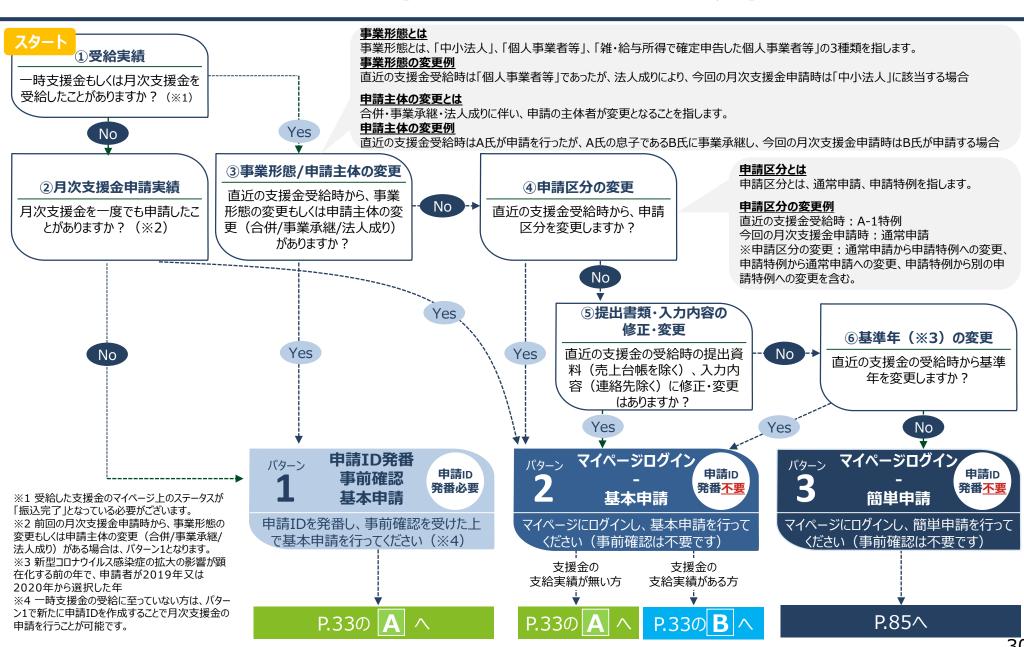
「申請を開始する」ボタンを押すと、申請画面に移動します。





#### 入力方法

- ①対象月を選択してください。
- ②申請方法を選択してください。
- ※ 簡単申請と基本申請どちらを選択するかは、次の ページのフローチャートをご確認ください。
- ※ 簡単申請/基本申請どちらの場合も、支援金を受給したことのある方は、各対象月の申請開始時点において、直近の支援金受給時の証拠書類・情報が自動入力されています。
- ※ 直近受給した際の証拠書類又は入力情報を修正 する必要がある場合は、基本申請より情報の再入 力、証拠書類の再添付を行ってください。
- ※ 簡単申請を行う場合には参照する申請を受給した 際の基準年から基準年を変更することが出来ないの で、基準年を変更する場合は基本申請をご利用く ださい。
- ③ 申請を開始する・を押してください。



支援金の受給実績がある場合でも、新しく申請する対象月について、2020年対象月同月を含む確定申告書を過去に提出したことがない場合には、基本申請により同確定申告書をご添付いただく必要があります。

#### ■一時支援金の受給者で、月次支援金が初回申請の場合

#### 〇中小法人で3月決算の方

一時支援金において、「2018年度(2018年4月~2019年3月)」及び「2019年度(2019年4月~2020年3月)」の確定申告書を添付いただいている場合、月次支援金の申請で対象月をいずれにする場合も、「2020年度(2020年4月~2021年3月)」の確定申告書の添付が必要となることから、基本申請を選択し、2020年度の確定申告書を添付してください。

なお、一度月次支援金を受給された方は、次回申請時において基本的には2020年度の確定申告書の再添付は不要です。

#### 〇中小法人で4月決算の方

一時支援金において、「2018年度(2018年5月~2019年4月)」及び「2019年度(2019年5月~2020年4月)」の確定申告書を添付いただいている場合、**月次支援金の申請で対象月を5月とする場合**には、「2020年度(2020年5月~2021年4月)」の確定申告書の添付が必要となることから、基本申請を選択し、2020年度の確定申告書を添付してください。

なお、対象月を4月とする方は基本的には2020年度の確定申告書の添付は不要です。

#### ■一時支援金の未受給者の場合

#### 〇中小法人で4月決算の方

月次支援金の申請で対象月を4月とする場合、「2018年度(2018年5月~2019年4月)」及び「2019年度(2019年5月~2020年4月)」の確定申告書を添付いただいておりますが、2回目の申請で対象月を5月とする場合には、「2020年度(2020年5月~2021年4月)」の確定申告書の添付が必要となることから、基本申請を選択し、2020年の確定申告書を添付してください。

# 手順3 月次支援金の申請

1. 基本申請·簡単申請共通 P.25

2. 基本申請

P.32

3. 簡単申請

P.85

4. 不備内容の修正·取下げ P.121

# 手順3 月次支援金の申請(基本申請)

#### 支援金(一時支援金、もしくは月次支援金)の受給実績有無で必要となる入力内容、証拠書類が異なります。



必要 :必ずご対応ください。



:直近の支援金受給時の入力情報・証拠書類が自動入力・自動添付されています。直近受給した際の入力情 報・証拠書類を修正する必要がある場合は、情報の再入力や証拠書類の再添付をしてください。

・ TR・証別では、では、このでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、「日本のでは、」」  「「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」  「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」 「「日本のでは、「日本のでは、」」 「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」 「日本のでは、「日本のでは、」」 「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」 「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」 「日本のでは、「日本のでは、」」 「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」 「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」 「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」 「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」 「日本のでは、				
	入力内容	A 支援金の 受給実績が無い方	<b>B</b> 支援金の 受給実績がある方	参照ページ
1	宣誓・同意事項へのチェック	必要	必要	P.34
2	取引先情報の入力	必要	必要	P.35~39
3	基本情報の入力	必要	変更可	P.40~47
4	口座情報の入力	必要	変更可	P.48~53
5	通常申請・申請特例の選択	必要	変更可	P.54
6	基準年の選択	必要	変更可	P.55
7	売上情報の入力	必要	必要 / 愛更	P.56~58
8	証拠書類の添付	必要	必要 / 愛更	P.59~62
9	入力内容確認•申請完了	必要	必要	P.63
10	【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類	必要	必要 / 愛更	P.64~84

申請前に必要な書類の準備をお願いします。

ご準備する書類は月次支援金事務局のホームページに掲載された

「申請要領(中小法人等向け)」をご参照ください。

単申請は、P.85~をご確認ください。

月次支援金事務局のホームページ(資料ダウンロード): https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/downloads/index.html

# 手順3 月次支援金の申請(基本申請)

- 1. 宣誓・同意事項へのチェック



### 申請画面

#### 官誓・同意事項

#### 月次支援金 宣誓・同意事項 📸

給付規程 🗹 に基づき、次の1から5までのいずれにも宣誓し、次の6から13までのいずれにも同意 のボタンを押下してください。

又援金 (以下 「支 必要 誓を行った場合や同意事項に違反した場合は、速やかに一時支援 の給付の辞退又は返還を行っていただきます。

- 1. 月次支援金に係る給付要件を送さ
- 2. 支援金の給付の申請に当たり、事務局が不備修正依頼等のうち必要なものを行ったにもか かかわず、申請者が当該申請について給付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わな かったことを理由として、当該申請が不給付となった場合には、給付を受けた全ての支援金の 返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、給付を受ける前の月次支援金は不給付となり、新たに 月次支援金の給付の申請を行うことができなくなる場合があること
- 3. 給付規程に定める基本情報及び証拠書類等(以下「基本情報等」という。) に虚偽のない こと
- 4. 給付規程で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- 12. 提出した基本情報等が月次支援金の事務並びに国及び地方公共団体による月次支援金の 制度枠組みを準用した支援策(実施することが決定している支援策であって、中小企業庁が基 本情報等の提供の必要があると認める支援策に限る。)の事務のために第三者に提供される場 合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者 に提供する場合を含む。)及び月次支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が 第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請 者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること
  - 13. 給付規程に従うこと

※ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

※「次へ」ボタンを押してページが遷移した場合 前ページまでの入力事項・添付書類は保存されます

### 入力方法

- ① 宣誓・同意事項を確認し、チェックを押してください。
- 全ての項目にチェックをつけないと 次へ ボタンは 押せません。 必ず全ての宣誓・同意事項を確認し、チェックをつ けてください。
- 次へボタンを押すと、その申請画面で入力された内 容が自動で保存されます(以下、同じ)。

- 次へボタンを押してください。
- 必須となっている項目を全て入力しないと 次へがイタンは押せません(以下、同じ)。

# 手順3 月次支援金の申請(基本申請)

- 2. 取引先情報の入力





### 入力方法

- ①申請者の対象措置の影響を受けた事業の事務所の 所在地を選択してください。
- ※ 地方公共団体や時期により措置内容が異なる 場合があるため、詳しくは自らが所在する地方公 共団体等のホームページ等をご確認ください。

- 2. 取引先情報の入力

支援金の 受給実績が無い方 支援金の 受給実績がある方



必要

## 申請画面



#### 取引先情報

#### 対象月における対象措置影響

#### 必須

#### の種別

対象月において該当する緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響区分を選択してください。(複数選択可) 選択した影響によって2021年の対象月の売上が「2019年又は2020年の同月」と比べて50%以上減少している必要があり ます。

#### 【X区分】

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という。)の影響を受けた飲食店(「対象措置に伴い要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店」及び「対象措置の影響に伴う外出自粛等の影響を受けた飲食店」)と反復継続した直接・間接の取引があることによる影響

対象措置の影響を受けた飲食店と直接取引を反復継続して行っていることによる影響

- Y-3区分
  - 自らは、「<u>BtoC事業者</u>」であり、「<u>対象措置実施都道府県の個人顧客</u>」向けに「商品の販売」 又は「サービスの提供」を継続的に行っていることによる影響
- - 「<u>Y-1区分、Y-2区分又はY-3区分の事業者</u>」に、<u>直接</u>、「商品の販売」又は「サービスの提供」を反復継続して行っていることによる影響
- \_\_\_\_\_Z-2区分

「<u>Y-1区分、Y-2区分又はY-3区分の事業者</u>」に、<u>販売・提供先を経由して</u>、「商品の販売」又は「サービスの提供」を反復継続して行っていることによる影響

①対象月における新型コロナウイルス影響の種別について、 X-1~Z-2の8区分から1つ以上を選択してください。

## 入力方法

#### 【注意】

前ページで選択いただいた「申請者の対象措置の影響を 受けた事業の事務所の所在地」と、本ページで選択いただいた「対象月における対象措置影響の種別」の内容が相違する場合、以下のようなポップアップが表示されますので、 内容を再度ご確認いただき、修正が必要な場合は再選択してください。

#### 対象月における対象措置影響の確認

対象月において対象措置影響があったことが確認できない場合、 月次支援金を受給できません。 給付対象者に該当するか再度ご確認ください。

戻る・

申請を続行する・

※ 地方公共団体や時期により措置内容が異なる場合があるため、詳しくは自らが所在する地方公共団体等のホームページ等をご確認ください。

【ポップアップが表示される例(対象月:5月)】

- A) 申請者の対象措置の影響を受けた事業の事務所の所在地:岩手県盛岡市
- B) 対象月におけるコロナ影響の種別」: X-2区分(自らは「対象措置実施 都道府県**内**」に所在しており~)
- →A)で選択した岩手県盛岡市は、2021年5月において、対象措置影響の 都道府県**外**であるが、B)において、自らは「対象措置実施都道府県**内**」に 所在しており~を選択していることから、内容に齟齬が生じているもの。

- 2. 取引先情報の入力





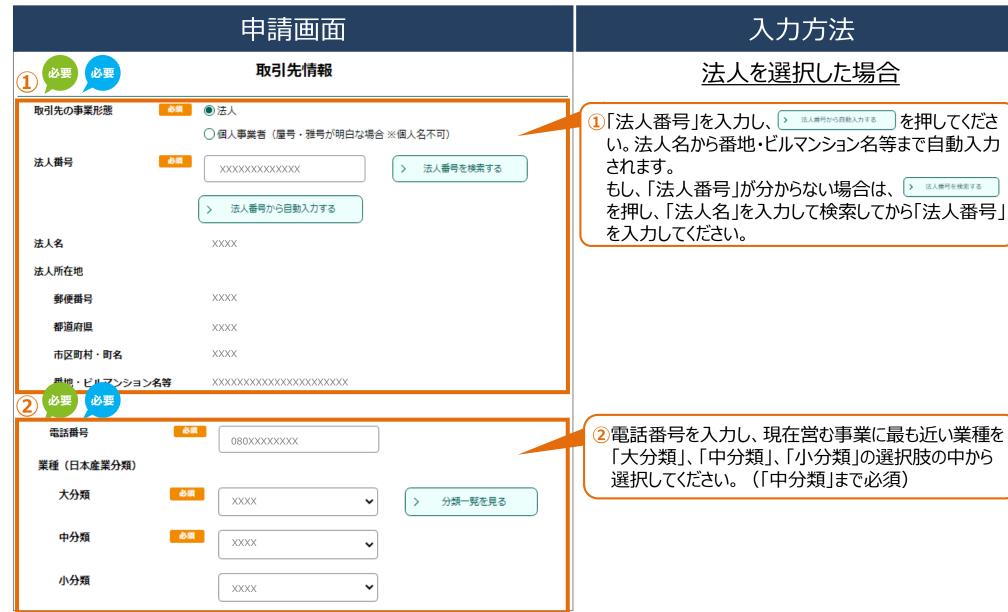
#### 入力方法

以下の項目に、商品の販売又はサービスの提供を行った取引先である法人もしくは個人事業者を**売上が大きい順にすべて**入力してください(年ごとに2社ずつ入力してください)。

- 2019年の対象月と同月の取引先(1)、(2)
- · 2020年の対象月と同月の取引先(1)、(2)
- ・ 2021年の対象月と同月の取引先(1)、(2)
- ※消費者に商品・サービスを提供するB to C事業者の場合、仕入先等の法人・個人事業者の情報を入力してください。
- ①取引先の事業形態を選択してください。
- ※ 2021年の対象月と同月の取引先(1)、(2)は、 事業形態について、対象措置影響により取引先がない場合は、「緊急事態措置又はまん延防止等重点 措置の影響により取引先がない」を選択してください。
- ※ 影響区分でY区分のみを選択した場合は個人顧客の取引先情報を記載する必要はなく、Y区分の影響を受けた事業に関する他の取引での取引先(仕入先等)の取引先情報を記載してください。仕入先も記載ができない場合は経費の支払先等を記載してください。
- ※ 次ページに法人と個人事業者を選択した場合の入力方法を記載してありますので、ご確認ください。

- 2. 取引先情報の入力





- 2. 取引先情報の入力





## 入力方法

#### 個人事業者を選択した場合

②電話番号を入力し、現在営む事業に最も近い業種を「大分類」、「中分類」、「小分類」の選択肢の中から 選択してください。(「中分類」まで必須)

- 3. 基本情報の入力



## 入力方法

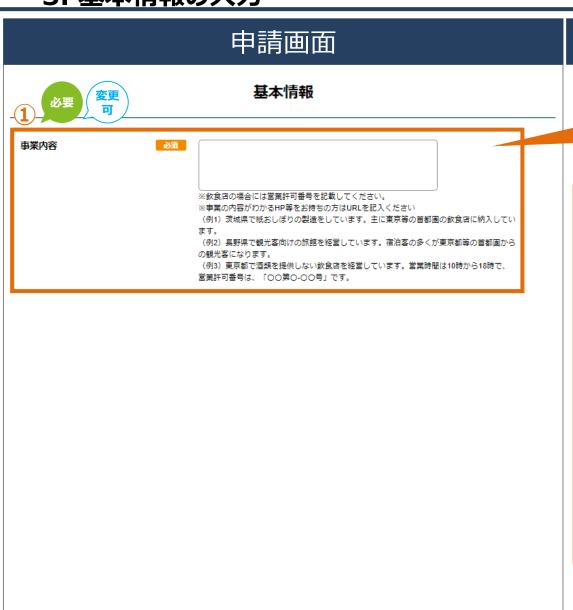
- ①入力項目はありません。(マイページ登録時に入力した法人番号に基づく法人情報が表示され、同画面上での変更はできません。)
- ※ 直近の支援金受給時から、法人番号、法人名、 本店所在地を変更される場合は以下をご参照くだ さい。
- ▶ 【法人番号を変更される場合】 合併/事業承継/法人成りにより、申請主体が変わり法人番号を変更される場合は、申請IDの再発番及び事前確認が必要です。
- 【法人名を変更される場合】 新しい法人名が記載された履歴事項全部証明書、 及び、新しい法人名義の通帳の写しを添付してくだ さい。なお、基本情報における法人名を修正する必 要はございません。
- ▶ 【本店所在地を変更される場合】 新しい本店所在地が記載された履歴事項全部証明書を添付してください。なお、基本情報における本店所在地を修正する必要はございません。





- 3. 基本情報の入力





## 入力方法

- ①現在行っている事業内容を入力してください。
- ※ 飲食店の場合は、飲食店を営んでいる旨、及び 営業許可証に記載されている営業許可番号を必 ずん入力してください。
- ※ 提供している相手先や商品・サービスの内容、自社の特徴等が分かるように入力してください(以下例示参照)。

(例1)

茨城県で紙おしぼりの製造をしています。主に東京等の首都圏の 飲食店に納入しています。

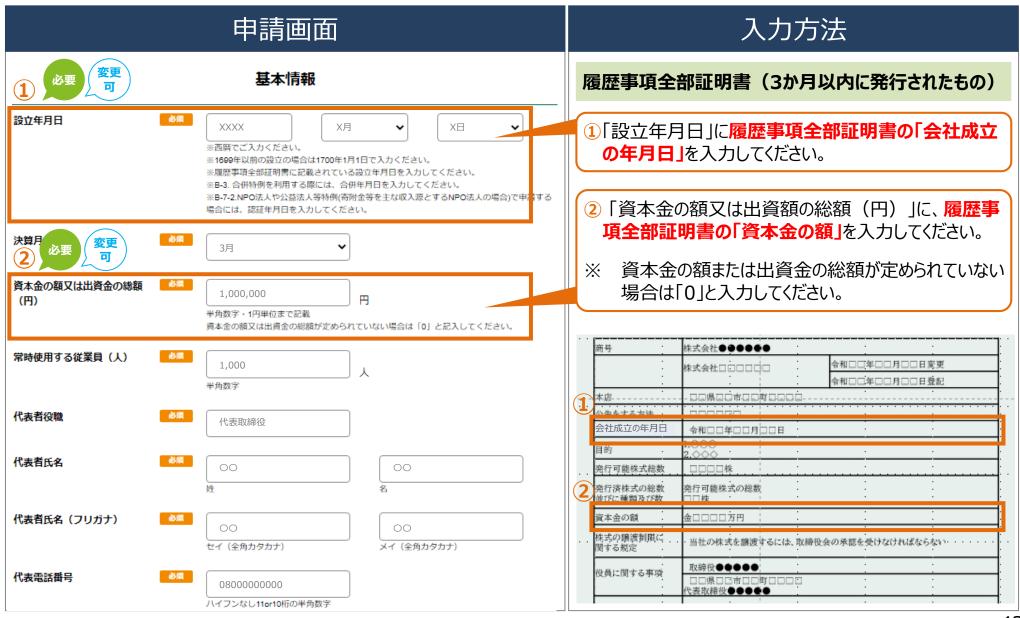
(例2)

長野県で観光客向けの旅館を経営しています。宿泊客の多くが 東京都等の首都圏からの観光客になります。

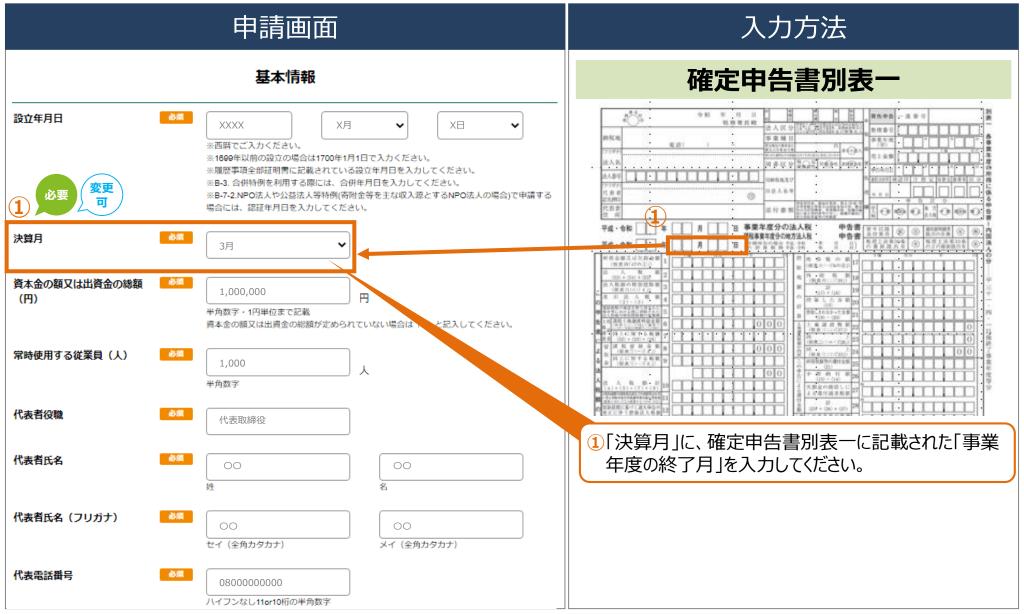
(例3)

東京都で飲食店を経営しています。営業時間は10時から18時です。営業許可番号は、「〇〇第〇-〇〇号」となっています。





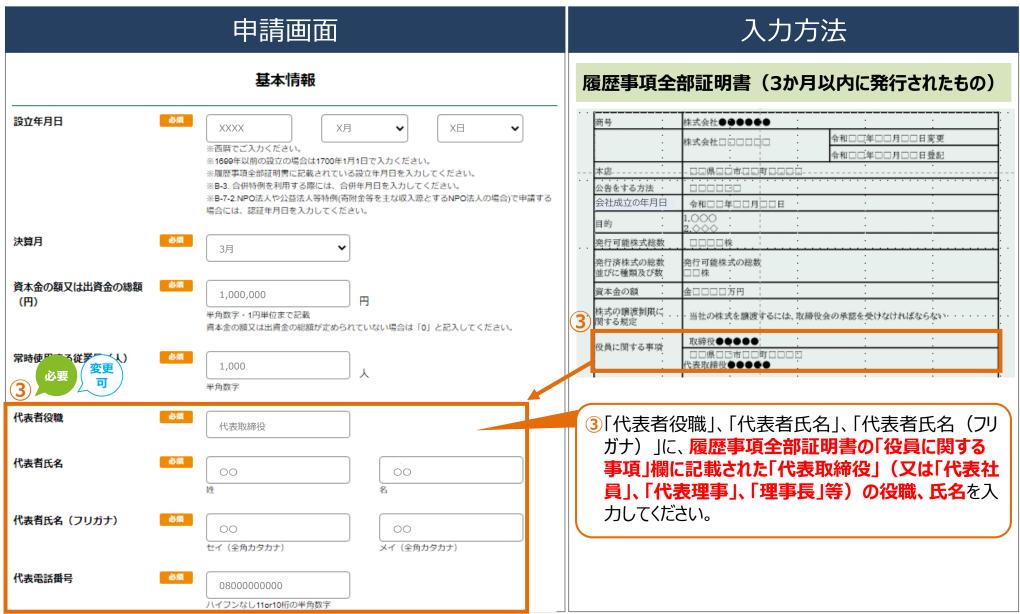












- 3. 基本情報の入力





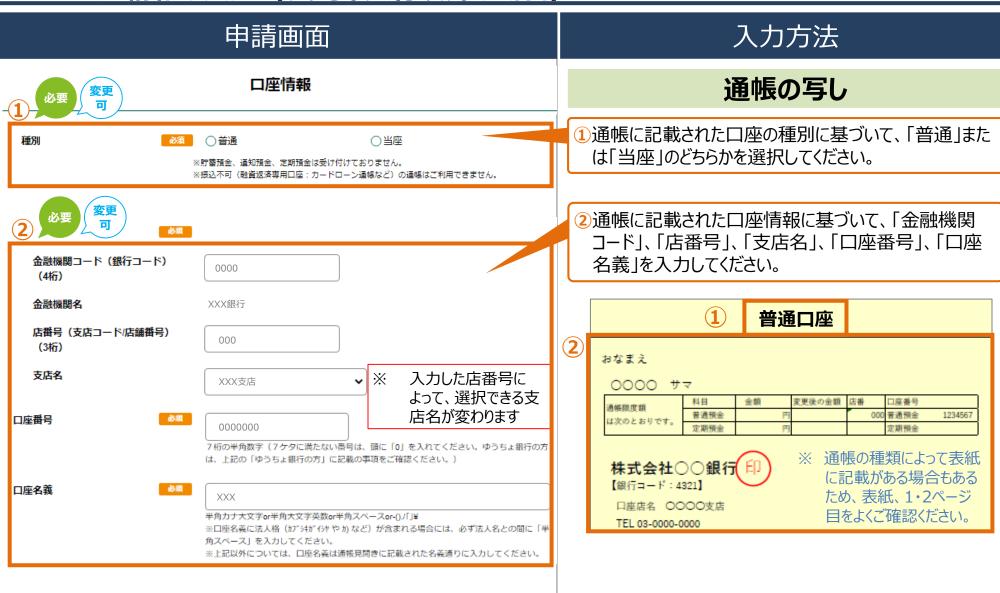
## 入力方法

- ①入力した「申請者住所」と「書類送付先(事務所所在地)」が一致する場合、 を押すと、「書類送付先(事務所所在地)」の「郵便番号」、「都道府県」、「市区町村」、「番地・ビルマンション名等」が自動入力されます。
- ※ なお、「申請者住所」と「書類送付先(事務所所在地)」が一致しない場合は「書類送付先(事務所所在地)」の郵便番号を入力し、 > 類便番号から目動入力でる。
  を押すと、「都道府県」、「市区町村」が自動入力されます。
- ※ 自動入力された住所に不足等ある場合は、修正してください。

② 次へ ボタンを押してください。

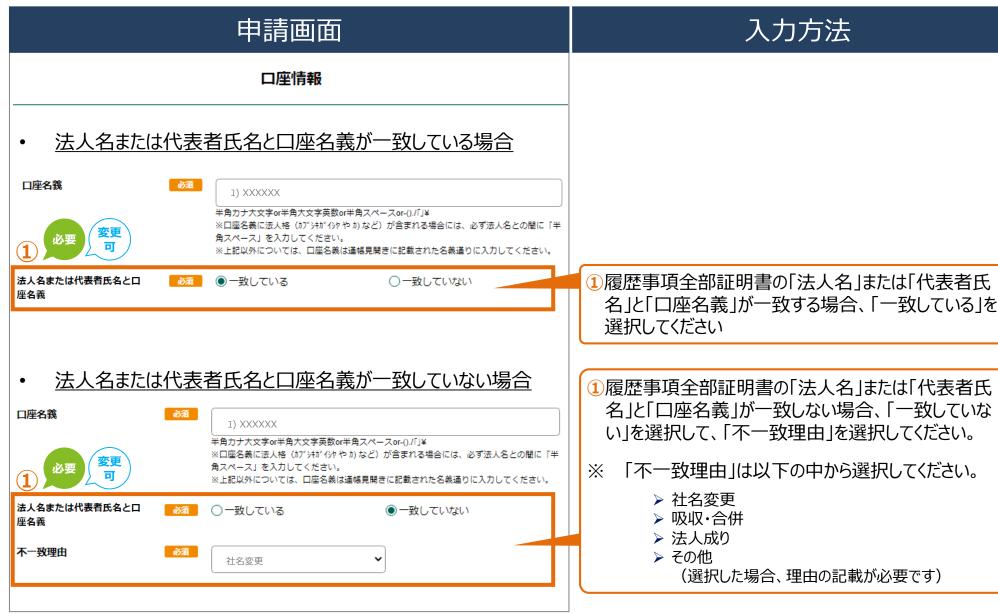
- 4. 口座情報の入力(ゆうちょ銀行以外の場合)





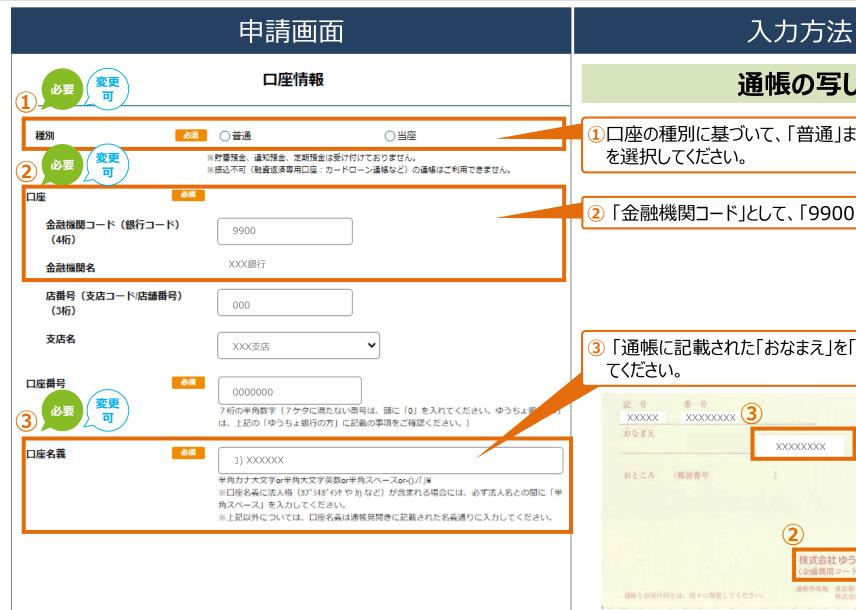
- 4. 口座情報の入力(ゆうちょ銀行以外の場合)





- 4. 口座情報の入力(ゆうちょ銀行の場合)

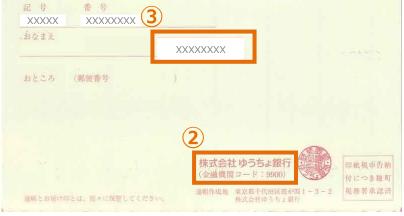




#### 通帳の写し

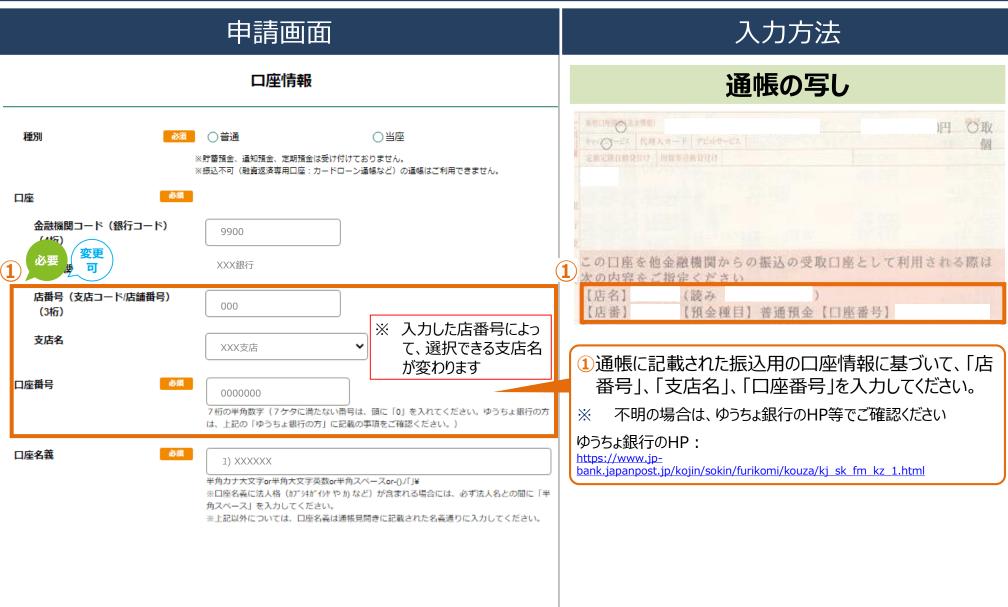
- ①口座の種別に基づいて、「普通」または「当座」のどちらか。
- ② 「金融機関コード」として、「9900」を入力してください。

③ 「通帳に記載された「おなまえ」を「口座名義」に入力し



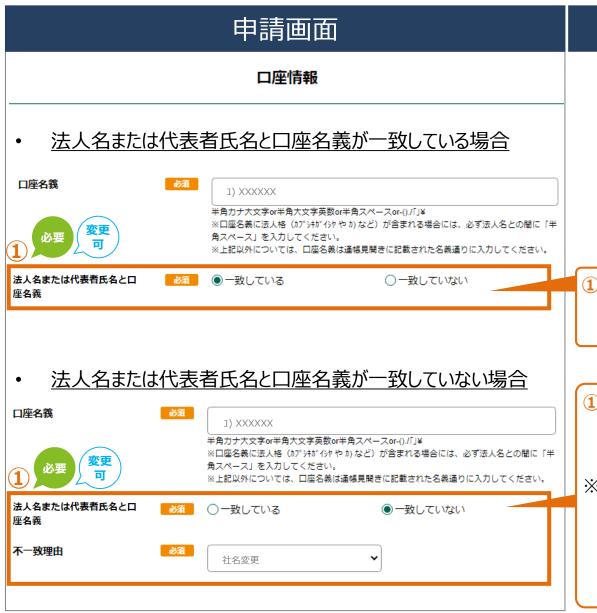
- 4. 口座情報の入力(ゆうちょ銀行の場合)





- 4. 口座情報の入力 (ゆうちょ銀行の場合)





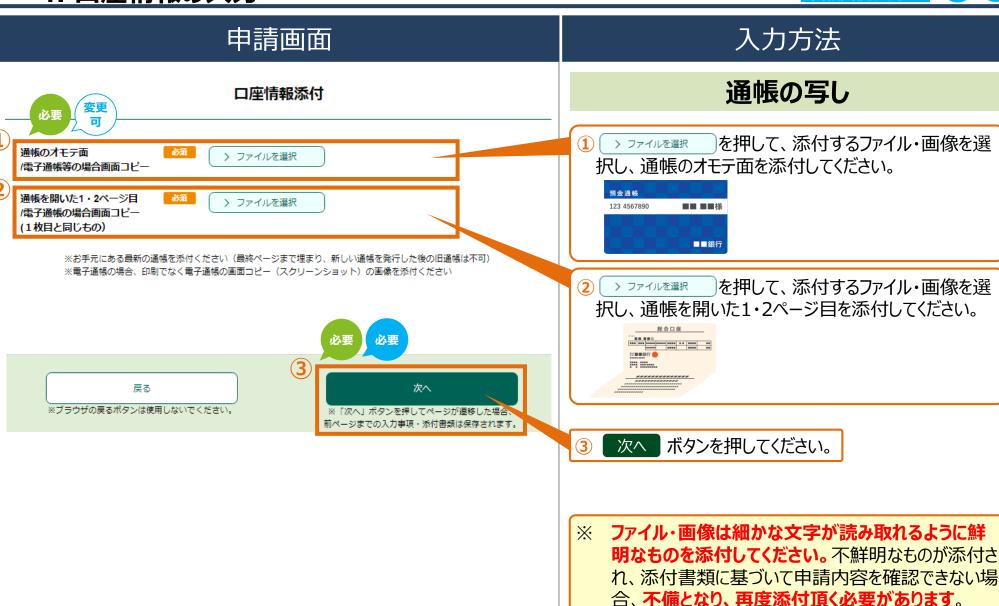
①履歴事項全部証明書の「法人名」または「代表者氏名」と「口座名義」が一致する場合、「一致している」を 選択してください。

入力方法

- ①履歴事項全部証明書の「法人名」または「代表者氏名」と「口座名義」が一致しない場合、「一致していない」を選択して、「不一致理由」を選択してください。
- ※ 「不一致理由」は以下の中から選択してください。
  - ▶ 社名変更
  - > 吸収·合併
  - > 法人成り
  - ▶ その他(選択した場合、理由の記載が必要です)

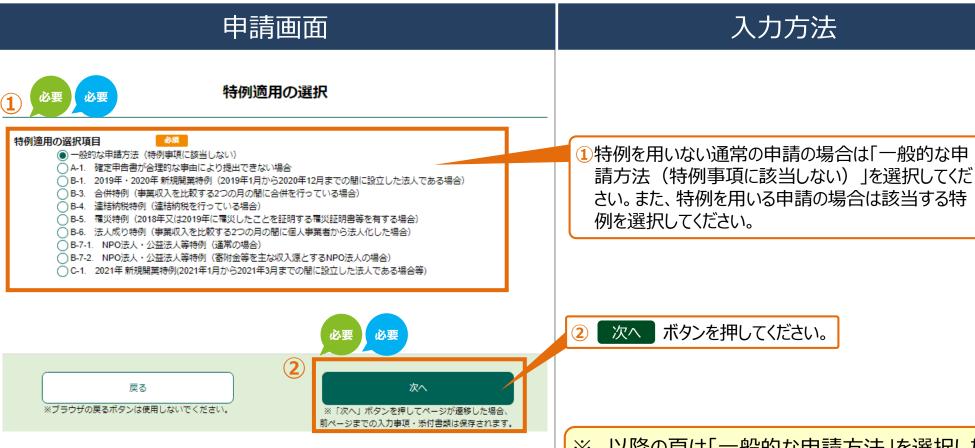
- 4. 口座情報の入力





- 5. 通常申請・申請特例の選択

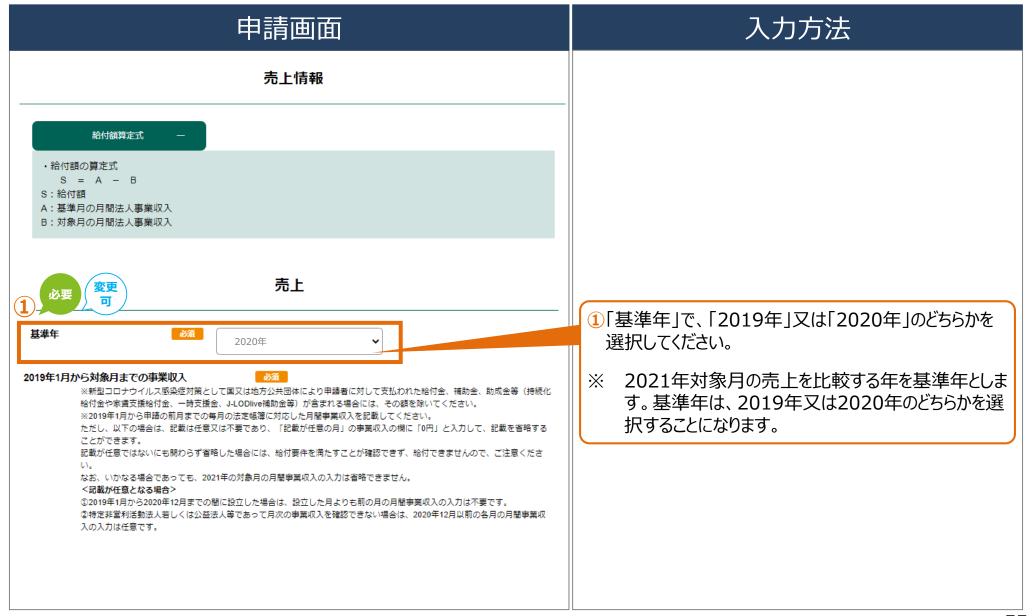




※ 以降の頁は「一般的な申請方法」を選択した場合の手順を説明しています。特例における特有の入力内容、証拠書類についてはP.64~を参照してください。なお、基本情報及び口座情報の入力項目は、一般的な申請方法と特例申請いずれも同じです。

- 6. 基準年の選択





- 7. 売上情報の入力





## 申請画面

#### 2019年1月から対象月までの事業収入

※新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等(持続化 給付金や家賃支援給付金、一時支援金、J-LODlive補助金等)が含まれる場合には、その額を除いてください。

※2019年1月から申請の前月までの毎月の法定帳簿に対応した月間事業収入を記載してください。

ただし、以下の場合は、記載は任意又は不要であり、「記載が任意の月」の事業収入の棚に「0円」と入力して、記載を省略する

記載が任意ではないにも関わらず省略した場合には、給付要件を満たすことが確認できず、給付できませんので、ご注意くださ

なお、いかなる場合であっても、2021年の対象月の月間事業収入の入力は省略できません。

#### <記載が任意となる場合>

①2019年1月から2020年12月までの間に設立した場合は、設立した月よりも前の月の月間事業収入の入力は不要です。

②特定非営利活動法人若しくは公益法人等であって月次の事業収入を確認できない場合は、2020年12月以前の各月の月間事業収 入の入力は任意です。

2019年1月	1,000,000 半角数字・1円単位まで記載	2020年1月	1,000 円 半角数字・1円単位まで記載	2021年1月	0 円半角数字・1円単位まで記載
2019年2月	1,000,000 半角数字・1円単位まで記載	2020年2月	100 円 半角数字・1円単位まで記載	2021年2月	0 円半角数字・1円単位まで記載
2019年3月	1,000,000 半角数字・1円単位まで記載	2020年3月	300 円 半角数字・1円単位まで記載	2021年3月	0 円 半角数字・1円単位まで記載
2019年4月	0 円半角数字・1円単位まで記載	2020年4月	0 円半角数字・1円単位まで記載	2021年4月	0 円 半角数字・1円単位まで記載

## 入力方法

- 12019年1月から2021年の対象月までの各月の帳簿 書類(売上台帳等)に基づいて、「2019年1月~ 12月 |、「2020年1月~12月 |、「2021年1月~対 象月」の各月の売上を入力してください。
- ※ 円単位で記入してください。

#### 【売上入力時の注意事項】

- 2019年1月から2021年の対象月までの毎月の法定帳簿に対 応した月間法人事業収入を入力頂きます。入力を省略しては ならない筒所について、入力を省略した場合には、給付要件を 満たすことが確認できずに給付できませんので、ご注意ください。
- 給付額の算定に用いる法人事業収入等については、新型コロ ナウイルス感染症対策として国または地方公共団体により申 請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等(持続 化給付金や家賃支援給付金、J-LODiveを補助金を含めた 新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金・補助金、 新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休 業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金等)を除いた額で 申請していただきます。そのため、「確定申告書に記載の法人事 業収入等」と「申請フォームに記載の法人事業収入」に相違が あっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必 要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局から は、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。

- 7. 売上情報の入力





#### 入力方法

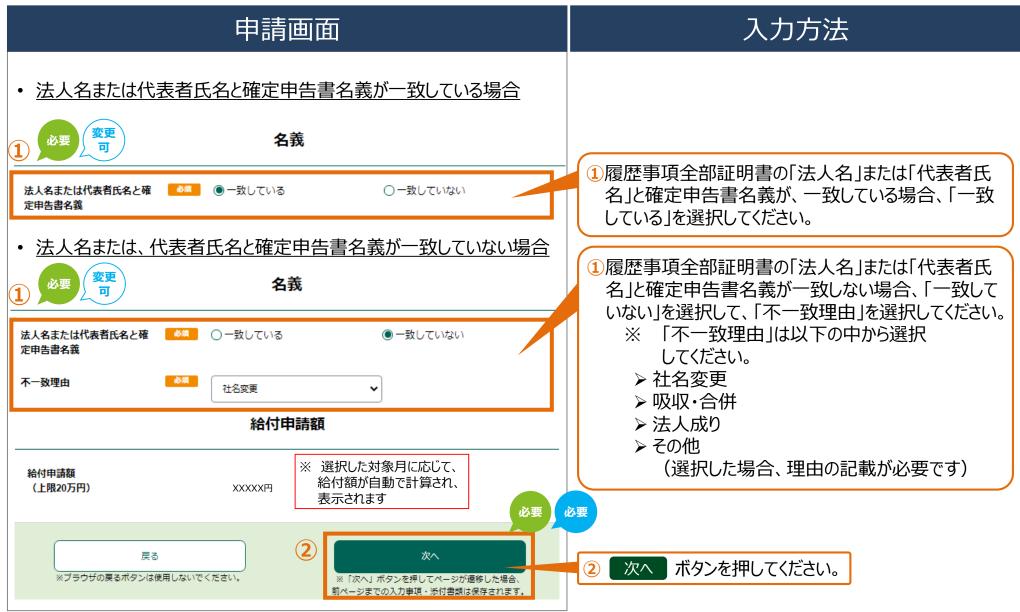
#### 売上台帳等

- ※ 添付するデータが対象月の月間法人事業収入 であること及び対象月の月間法人事業収入の 合計額が明記されている資料を添付してください。
- ※「2021年●月」と明記するとともに、合計額にはマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。
- ※ 基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売 先、取引金額、合計金額等)が記載されてい れば、フォーマットの指定はありません。



- 7. 売上情報の入力





- 8. 証拠書類の添付





## 申請画面

#### 書類添付

必要

宣誓・同意書

宣誓・同意書

必須

> ファイルを選択

- ※「月次支援金に係る宣誓・同意書」を添付してください(一時支援金の宣誓・同意書とは異なりますので、ご注意ください)
- ※「月次支援金に係る宣誓・同意書」の1ページ目、2ページ目の両方を添付してください。

#### 確定申告書

2019年の対象月同月を含む事 業年度の確定申告書

必須

> ファイルを選択

2019年の対象月同月を含む事 業年度の法人事業概況説明書 (オモテ面)

必須

> ファイルを選択

2019年の対象月同月を含む事 業年度の法人事業概況説明書 (ウラ面)

> ファイルを選択

2020年の対象月同月を含む事 業年度の確定申告書

必須

> ファイルを選択

2020年の対象月同月を含む事 業年度の法人事業概況説明書 (オモテ面)

必須

> ファイルを選択

2020年の対象月同月を含む事 業年度の法人事業概況説明書 (ウラ面)

必須

> ファイルを選択

## 入力方法

## 宣誓·同意書

ボタンを押して、添付するファイル・画像 > ファイルを選択 を選択し、事前確認時に作成した「月次支援金に係る 宣誓・同意書 |を添付してください。「月次支援金に係 る宣誓・同意書」は月次支援金ホームページからダウン ロード可能です。

https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/downloads/i ndex.html

- 月次支援金を受給したことが無い場合は、「月次 支援金に係る宣誓・同意書 |の添付が必要です。
- 月次支援金を受給したことがある場合は再度の添 付は不要です。

#### 自署が必要です。

※ 視覚や手指等に障害があり、自署の 署名が難しい場合には、「○○○○ (代筆: $\triangle$  $\triangle$   $\triangle$  $\triangle$ ) lのように、ご 自身のお名前に加えて代筆者名と代 筆である旨を記載いただいた上で、ご 自身の身体障害者手帳(手帳様 式は全ページ、カード様式は両面) の写しを自署の署名が必要な書類 (宣誓・同意書等) の後ろに添付し、 1つのファイルにしていただいたものを申 請画面に添付してください。

- 8. 証拠書類の添付

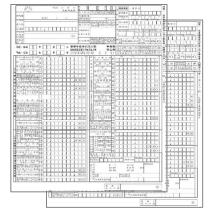


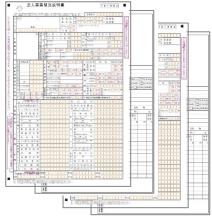


## 入力方法

#### 確定申告書別表一·法人事業概況説明書

①各項目の → ファイルを選択 ボタンを押して、添付するファイル・画像を選択し、「2019年の対象月同月」及び「2020年の対象月同月」をその期間内に含む「すべての事業年度分」の確定申告書別表一と法人事業概況説明書を添付してください。





- 8. 証拠書類の添付





## 入力方法

#### 履歴事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの)

- ①各項目の → ファイルを選択 ボタンを押して、添付するファイル・画像を選択し、「履歴事項全部証明書」を添付してください。
- ※ 提出時から3か月以内に発行されたものに限ります。 受給実績のある方で基本申請の場合には、直近の 受給時に提出した履歴事項全部証明書が再添付 されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発 行日が3か月を超える場合には再提出が必要です。
- ②履歴事項全部証明書の発行年月日を選択してくださ い。

000000					
↑和□□年□□月□□H					
LOOO 2.000					
第行写館株式の総数 □□株					
<b>全</b> □□□□π円					
`	式の譲渡制限に する規定				
取締役●●●● □□無□□申□□□□ 代表別給行●●●●●					
	性変更に関する に項				
	付る規定 と異に関する事項 を記変更に関する				

- 8. 証拠書類の添付





## 入力方法

## 受信通知(メール詳細)

① 確定申告書に収受日付印または受付日時の印字が無い場合、以下ご対応ください。

→ ファイルを選択 ボタンを押して、添付するファイル・画像を選択し、「受信通知(メール詳細)」を添付してください。

確定申告書第一表には収受日付印が押印(税務署でe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていることが必要ですが、以下の書類で代替可能です。

e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、本添付欄に「受信通知(メール詳細)」を添付してください。



- 9. 入力内容確認・申請完了







## 入力方法

- ①申請後に給付申請額の変更はできません。**給付申請** 額が正しいことを十分に確認してから申請してください。 また、給付申請額は給付をお約束するものではありませ ٨.
- ②確認画面で入力内容を確認し、修正が必要な場合は 修正 ボタンを押してください。修正が必要ない場合は 申請がタンを押してください。
- ・ 以上で月次支援金の申請は終わりです。事務 局にて順次申請内容を確認します。
- 申請内容に不備がある場合は、不備修正を 依頼します。その際には、審査に時間を要する ので、申請ボタンを押す前に、申請要領記載 の「申請時の注意事項」等を参考に、申請内 容が適切であるかを改めてご確認の上、申請 してください。
- 給付要件を満たさないおそれがある場合は、 追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時 間をいただく場合があります。

# 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

※申請特例における主な内容をまとめたものであるため、 代替の証拠書類や入力内容の詳細については、 月次支援金ホームページに掲載している「申請要領」等を 必ずご確認ください。

月次支援金事務局のホームページ 資料ダウンロード

https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/downloads/index.html

# 手順3 月次支援金の申請(基本申請) A-1: 証拠書類特例

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類







## 入力方法

#### 売上画面

- 「基準年」として「2018年」を選択した場合、「2018 年の基準月(対象月と同月)の法人事業収入しを 入力してください。
- 「2019年」又は「2020年」を選択した場合は、売 上欄で入力した金額が表示されます。

#### 添付画面

②提出する確定申告書の事業年度をチェックボックスから 2つ選択して、チェックしてください。

③チェックした事業年度に対応する添付欄が表示されます ので、「確定申告書」と「代替書類」のどちらかを選択し 添付してください。

通常の申請と異なる点を記載しています。

なし

# 手順3 月次支援金の申請(基本申請) B-1: 新規開業特例

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類





## 入力方法

#### 売上画面

- ①「基準年」として、「**開業年月日」に入力した開業年と 同年**を選択してください。
- ※ 当該開業年以外の開業年を選択した場合、エラーとなります。

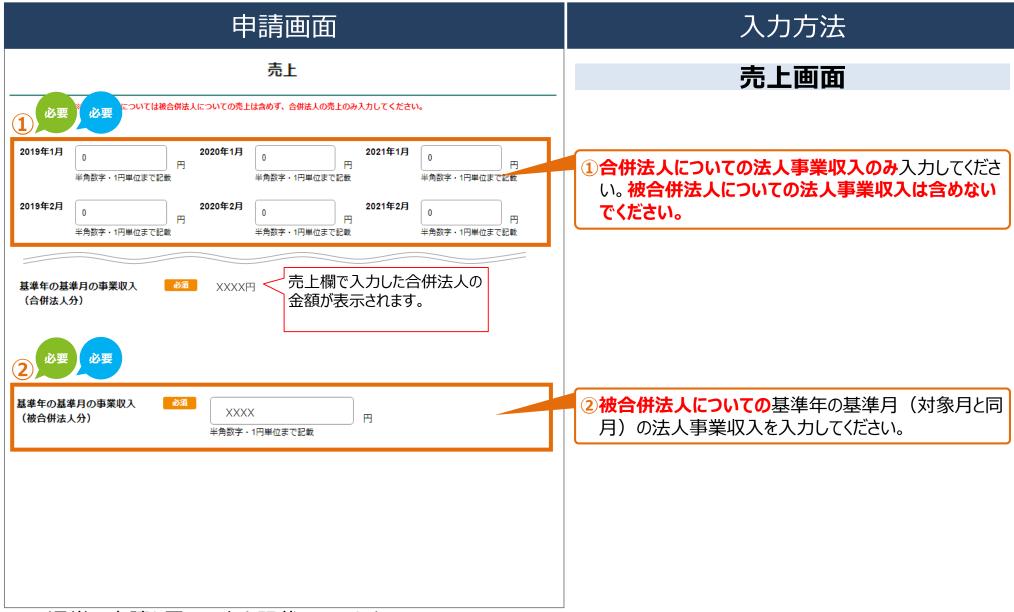
#### 添付画面

②選択した「基準年」に応じて、添付が必要な確定申告 書の年度が変わりますので、表示される添付欄に従って、 添付してください。

※ 通常の申請と異なる点を記載しています。

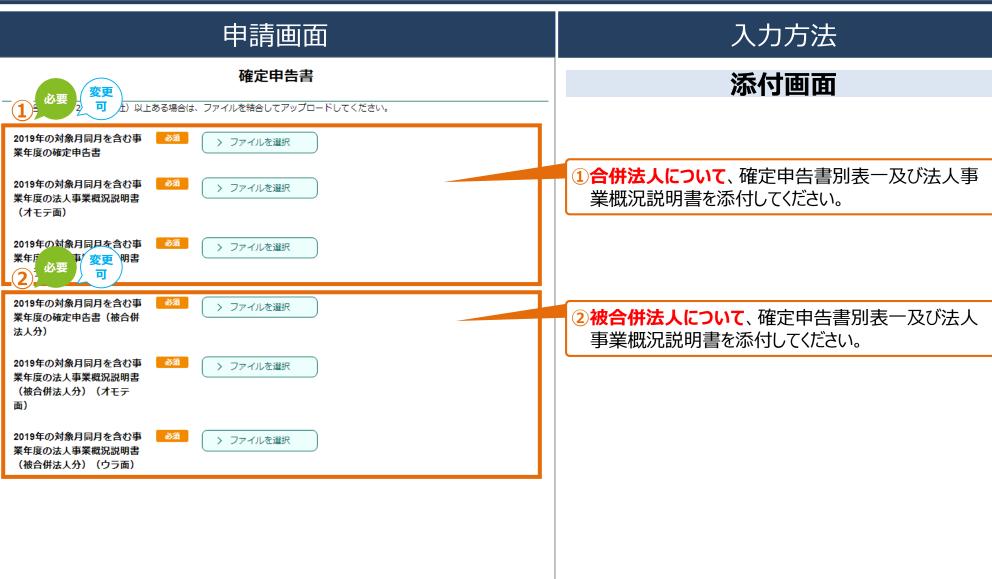
# 手順3 月次支援金の申請(基本申請) B-3:合併特例





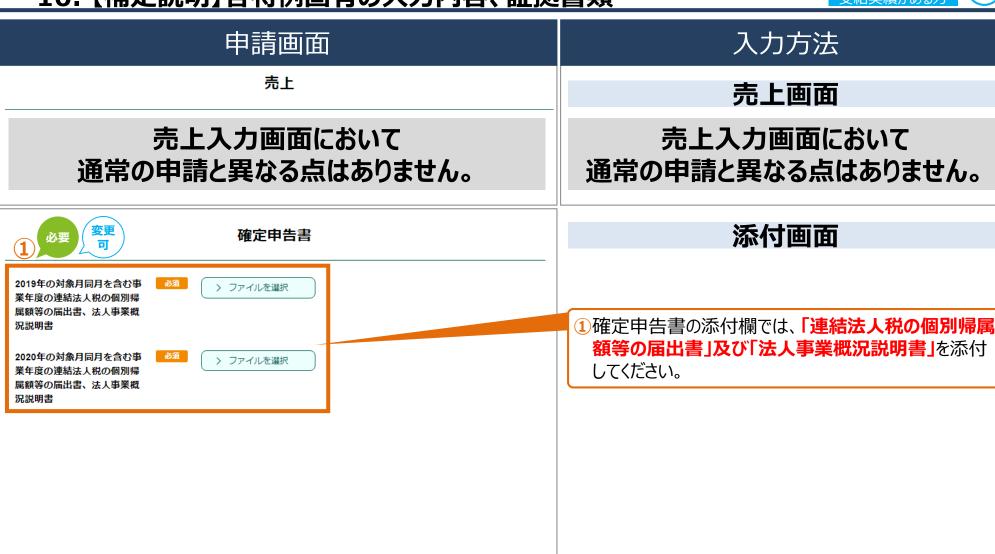
## 手順3 月次支援金の申請(基本申請) B-3:合併特例





# 手順3 月次支援金の申請(基本申請) B-4:連結納税特例





# 手順3 月次支援金の申請(基本申請) B-5: 罹災特例

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類





#### 入力方法

#### 売上画面

- ①基準年として「2017年」又は「2018年」を選択した場合、「基準年の基準月の法人事業収入」を入力してください。
- ※「2019」年又は「2020年」を選択した場合は、売 上欄で入力した金額が表示されます。
- ②罹災証明書等に記載された「**罹災年月日」**を入力して ください。

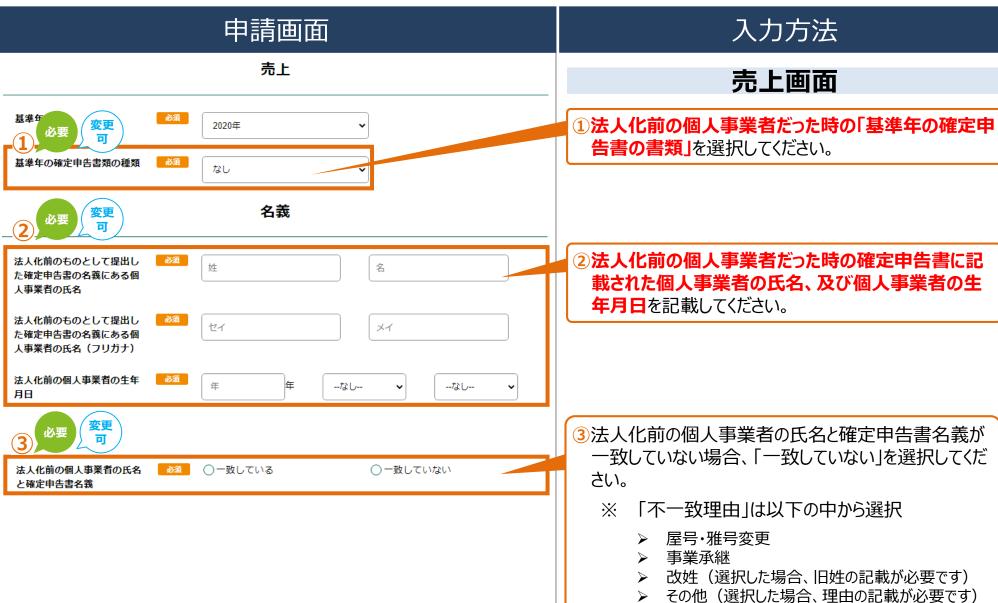
#### 添付画面

- ③罹災証明書等が証明している罹災日の属する年、又はその前年の対象月同月を含む事業年度の「確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書」を添付してください。
- ※ 通常の申請と同様、2020年対象月同月を含む事業年度の確定申告書も添付してください。
- 4「罹災証明書等」を添付してください。

※ 通常の申請と異なる点を記載しています。

## 手順3 月次支援金の申請(基本申請) B-6:法人成り特例





# 手順3 月次支援金の申請(基本申請) B-6:法人成り特例

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類





# 入力方法

## 添付画面

- ①法人化前の個人事業者だった時の「確定申告書」を 添付してください。
- ※ 売上画面で選択した「基準年の確定申告書の種 類」によって、添付が必要な確定申告書が変わりま す。

②「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等 届出書」を添付してください。

受給実績が無い方 支援金の 受給実績がある方

支援金の



- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

# 申請の種別 (1) → 通常の場合 (1) → ○法人の根拠法令等で作成が義務づけられている書類において、 月次の事業収入を確認できる場合 (2) → ○法人の根拠法令等で作成が義務づけられている書類において、 月次の事業収入を確認できない場合 新規設立の場合 (3) → ○2019年又は2020年に設立したNPO法人、公益法人等で新規開業特例と同様の計算式の適用を希望する場合 (4) → ○2021年1月~3月に設立したNPO法人、公益法人等で新規開業特例と同様の計算式の適用を希望する場合

# 入力方法

#### 売上画面

- ①以下の中から、「申請の種別」を選択してください。なお、 選択肢によって給付額の算定方法が変わります。詳細 は申請要領を参照ください。
- ※ (1) (4) のうち、いずれを選択したかによって 以降の頁の参照先が変わりますので、選択した項目 に対応する頁を参照ください。

申請の種別	選択肢
通常の場合で、提出する証拠書類で、 <b>月次の事業収入を確認できる</b> 場合	<b>(1)</b> を選択
通常の場合で、提出する証拠書類で、 月次の事業収入を確認できない場合	(2) を選択
2019年又は2020年に設立した場合 で、新規開業特例と同じ計算式を適用 する場合	(3) を選択
2021年1月~3月に設立した場合で、 新規開業特例と同じ計算式を適用する 場合	(4) を選択

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類





#### ①において(1)を選択した場合



#### 入力方法

# 売上画面

- ①基準年として「2018年」を選択した場合、「基準年の 基準月(対象月と同月)の法人事業収入」を入力し てください。
- 「2019年」、「2020年」を選択した場合は、売上欄 で入力した金額が表示されます。

#### 添付画面

- ②提出する事業年度をチェックボックスから2つ選択して、 チェックしてください。
- ③チェックした事業年度に対応する添付欄が表示されます ので、対応する年度の「年間事業収入が確認できる書 類(例:NPO法人の場合は活動計算書等) 」を 添付してください。
- 4 「履歴事項全部証明書」を添付してください。
- 提出できない場合には、根拠法令に基づき公益法 人等の設立について公的機関に認可等されているこ とが確認できる書類等で代替することも認められます。

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



①において(2)を選択した場合



#### 入力方法

#### 売上画面

①選択した「基準年度」に対応する「年間法人事業収 **入 I**を入力してください。

#### 添付画面

- ②提出する事業年度をチェックボックスから2つ選択して、 チェックしてください。
- ③チェックした事業年度に対応する添付欄が表示されます ので、対応する年度の「年間事業収入が確認できる書 類(例:NPO法人の場合は活動計算書等) Iを 添付してください。
- 「履歴事項全部証明書」を添付してください。
- 提出できない場合には、根拠法令に基づき公益法 人等の設立について公的機関に認可等されているこ とが確認できる書類等で代替することも認められます。

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



#### ①において(3)を選択した場合



## 入力方法

## 売上画面

- ①「基準年」として、「**設立年月日」に入力した設立年と 同年**を選択してください。
- ※ 設立年以外を選択した場合、エラーとなります。
- ②選択した「基準年」に対応する「年間法人事業収入」を 入力してください。

## 添付画面

- ③選択した「基準年」に応じて、添付が必要な書類が変わりますので、表示される添付欄に従って、「年間法人事業収入が確認できる書類(例:NPO法人の場合は活動計算書等)」を添付してください。
- 4 「履歴事項全部証明書」を添付してください。
- ※ 提出できない場合には、根拠法令に基づき公益法 人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等で代替することも認められます。

支援金の 受給実績が無い方 支援金の 受給実績がある方

必要必要可

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

#### ①において(4)を選択した場合



## 入力方法

# 売上画面

- ①2021年1月〜対象月までの「法人事業収入」を入力してください。
- ②2021年1月~3月までの「法人事業収入」合計が、 「月次支援金に係る事業収入確認書」と一致している ことを確認してください。

#### 添付画面

- ③事務局による事前確認を通じて発行される「月次支援金に係る事業収入確認書」を添付してください。詳しくは、以下の2021年新規開業特例の案内ページをご確認ください。(https://jizen-kakunin.resv.jp)
- 4 「履歴事項全部証明書」を添付してください。
- ※ 提出できない場合には、根拠法令に基づき公益法 人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等で代替することも認められます。

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



#### 

## 入力方法

## 売上画面

- ①以下の中から、「申請の種別」を選択してください。なお、 選択肢によって給付額の算定方法が変わります。詳細 は申請要領を参照ください。
- ※ (1) (4) のうち、いずれを選択したかによって 以降の頁の参照先が変わりますので、選択した項目 に対応する頁を参照ください。

申請の種別	選択肢
通常の場合で、提出する証拠書類で、 <b>月次の事業収入を確認できる</b> 場合	<b>(1)</b> を選択
通常の場合で、提出する証拠書類で、 月次の事業収入を確認できない場合	<mark>(2)</mark> を選択
2019年又は2020年に設立の認証を 受けた場合で、新規開業特例と同じ計 算式を適用する場合	<b>(3)</b> を選択
2021年1月~3月に設立の認証を受けた場合で、新規開業特例と同じ計算式 を適用する場合	<b>(4)</b> を選択

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



#### ①において(1)を選択した場合



## 入力方法

#### 売上画面

- ①基準年として「2018年」を選択した場合、「基準年の基準月(対象月と同月)の法人事業収入」を入力してください。
- ※ 「2019年」又は「2020年」を選択した場合は、売 上欄で入力した金額が表示されます。

#### 添付画面

- ②提出する事業年度をチェックボックスから2つ選択して、 チェックしてください。
- ③チェックした事業年度に対応する添付欄が表示されますので、対応する年度の「年間法人事業収入が確認できる書類(活動計算書等)」を添付してください。
- ④「履歴事項全部証明書」及び「公的機関に認可等されていることがわかる書類等」を添付してください。
- ⑤「寄附型NPO特例に係る申込フォーム」をExcelファイルのまま添付してください。
- ※ 申請要領に記載された上記以外に必要な書類は、 「その他書類の(2)以降の添付欄」に添付してく ださい。

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



#### ①において(2)を選択した場合



## 入力方法

# 売上画面

①選択した「基準年度」に対応する「年間法人事業収 **入 I**を入力してください。

#### 添付画面

- ②提出する事業年度をチェックボックスから**2つ選択して、** チェックしてください。
- ③チェックした事業年度に対応する添付欄が表示されます ので、対応する年度の「年間法人事業収入が確認で **きる書類(活動計算書等)**」を添付してください。
- ④ 「履歴事項全部証明書」及び「公的機関に認可等さ れていることがわかる書類等」を添付してください。
- ⑤ 「寄附型NPO特例に係る申込フォーム」をExcelファ イルのまま添付してください。
- 申請要領に記載された上記以外に必要な書類は、 「その他書類の(2)以降の添付欄」に添付してく ださい。

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類





#### ①において(3)を選択した場合



# 入力方法

# 売上画面

- ①「基準年」として、「設立年月日」に入力した認証年と 同年を選択してください。
- 認証年以外を選択した場合、エラーとなります。
- ②選択した「基準年」に対応する**「年間法人事業収入」**を 入力してください。

#### 添付画面

- ③選択した「基準年」に応じて、添付が必要な書類が変 わりますので、表示される添付欄に従って、「年間法人 事業収入が確認できる書類(活動計算書等) /を 添付してください。
- 4「履歴事項全部証明書」及び「公的機関に認可等さ れていることがわかる書類等」を添付してください。
- ⑤「寄附型NPO特例に係る申込フォーム」をExcelファ イルのまま添付してください。
- 申請要領に記載された上記以外に必要な書類は、 「その他書類の(2)以降の添付欄 に添付してく ださい。

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



①において(4)を選択した場合



# 入力方法

# 売上画面

- ①2021年1月~対象月までの法人事業収入を入力ください。
- ②2021年1月~3月までの「法人事業収入」合計が、 「月次支援金に係る事業収入確認書」と一致している ことを確認してください。

#### 添付画面

- ③事務局による事前確認を通じて発行される「月次支援金に係る事業収入確認書」を添付してください。詳しくは、以下の2021年新規開業特例の案内ページをご確認ください。(https://jizen-kakunin.resv.jp)
- 4「履歴事項全部証明書」及び「公的機関に認可等されていることがわかる書類等」を添付してください。
- ⑤「寄附型NPO特例に係る申込フォーム」をExcelファイルのまま添付してください。
- ※ 申請要領に記載された上記以外に必要な書類は、 「その他書類の(2)以降の添付欄」に添付してく ださい。

# 手順3 月次支援金の申請(基本申請) C-1: 新規開業特例

受給実績が無い方
支援金の
受給実績がある方



- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



## 入力方法

## 売上画面

- ①2021年1月〜対象月までの法人事業収入を入力ください。
- ②2021年1月~3月までの「法人事業収入」合計が、 「月次支援金に係る事業収入確認書」と一致している ことを確認してください。

#### 【注意】

「特例適用の選択画面(P.54)」において「C-1. 2021 年新規開業特例(2021年1月~2021年3月までの間に開業した場合等)」をご選択いただいた場合、以下のようなポップアップが表示されます。

2021年新規開業特例の適用を選択する方は、2021年新規開業特例用の事前確認を経て、「月次支援金に係る事業収入確認書」の発行を受けた上で、申請を行ってください。 詳細は以下のリンクをご確認ください。

#### 2021年新規開業特例へ(外部リンク)

※ 2021年1月から同年3月の間に設立もしくは開業した事業者、又は、2020年1月から同年12月までの間に設立もしくは 開業したが、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月の間に事業収入を得ている事業者が対象となり得ます。

2021年新規開業特例の適用を選択する方は、2021年 新規開業特例用の事前確認を経て、「月次支援金に係る 事業収入確認書」の発行を受けた上で申請を行っていた だく必要があります。事前確認を受けていない方は、

「2021年新規開業特例へ(外部リンク:

https://jizen-kakunin.resv.jp) 」をご確認ください。

# 手順3 月次支援金の申請(基本申請) C-1: 新規開業特例

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類





# 入力方法

#### 添付画面

①事務局による事前確認を通じて発行される「月次支援金に係る事業収入確認書」を添付してください。詳しくは、以下の2021年新規開業特例の案内ページをご確認ください。(https://jizen-kakunin.resv.jp)

# 手順3 月次支援金の申請

1. 基本申請·簡単申請共通 P.25

2. 基本申請 P.32

3. 簡単申請 P.85

4. 不備内容の修正·取下げ P.121

: 必ずご対応ください。



	入力内容	対応要否	参照ページ
1	宣誓・同意事項へのチェック	必要	P.87
2	取引先情報の入力	必要	P.88~92
3	基本情報の入力	不要	P.93~94
4	口座情報の入力	不要	P.95
5	通常申請・申請特例の選択	不要	P.96
6	基準年の選択	不要	P.97
7	売上情報の入力	必要	P.98~100
8	証拠書類の添付	不要	P.101~102
9	入力内容確認·申請完了	必要	P.103
10	【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類	必要 / 不要	P.104~120

申請前に必要な書類の準備をお願いします。 ご準備する書類は月次支援金事務局のホームページに掲載された

「申請要領(中小法人等向け)」をご参照ください。

基本申請は、P.32~をご確認ください。

月次支援金事務局のホームページ(資料ダウンロード): https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/downloads/index.html

- 1. 宣誓・同意事項へのチェック



# 申請画面

#### 宣誓・同意事項

#### 月次支援金 宣誓・同意事項 🚜

給付規程 ♂に基づき、次の1から5までのいずれにも宣誓し、次の6から13までのいずれにも同意 「次へ」のボタンを押下してください。

**1** 

- 1. 月次支援金に係る給付要件を満ちていること
- 2. 支援金の給付の申請に当たり、事務局が不備修正依頼等のうち必要なものを行ったにもかかかわず、申請者が当該申請について給付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、当該申請が不給付となった場合には、給付を受けた全ての支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、給付を受ける前の月次支援金は不給付となり、新たに月次支援金の給付の申請を行うことができなくなる場合があること
- ☑ 3. 給付規程に定める基本情報及び証拠書類等(以下「基本情報等」という。)に虚偽のないこと
- ▼ 4. 給付規程で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- ✓ 12. 提出した基本情報等が月次支援金の事務並びに国及び地方公共団体による月次支援金の制度枠組みを準用した支援策(実施することが決定している支援策であって、中小企業庁が基本情報等の提供の必要があると認める支援策に限る。)の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び月次支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること
- 🖊 📘 1 3 . 給付規程に従うこと

(2)

※ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

※「次へ」ボタンを押してページが遷移した場合、 前ページまでの入力事項・添付書類は保存されます。

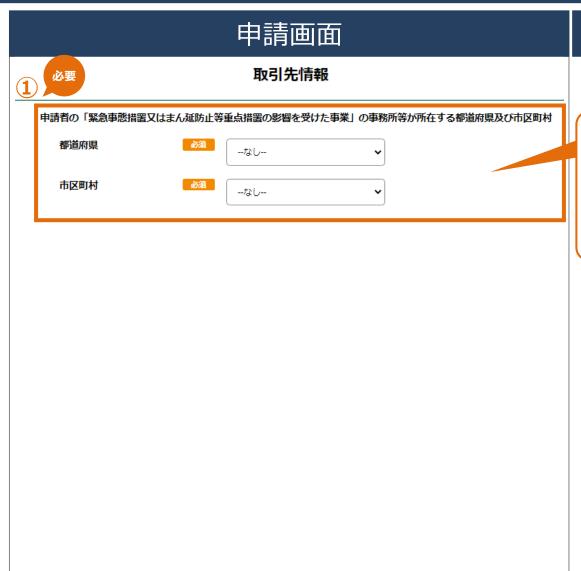
# 入力方法

- ①宣誓・同意事項を確認し、チェックを押してください。
- ※ 全ての項目にチェックをつけないと 次へ ボタンは 押せません。
  必ず全ての宣誓・同意事項を確認し、チェックをつけてください。
- ※ 次へ ボタンを押すと、その申請画面で入力された内容が自動で保存されます(以下、同じ)。

- ② 次へ ボタンを押してください。

- 2. 取引先情報の入力





# 入力方法

- ①申請者の対象措置の影響を受けた事業の事務所の 所在地を選択してください。
- ※ 地方公共団体や時期により措置内容が異なる場合があるため、詳しくは自らが所在する地方公共団体等のホームページ等をご確認ください。

# - 2. 取引先情報の入力



# 申請画面



#### 取引先情報

#### 対象月における対象措置影響

#### 必須

#### の種別

対象月において該当する緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響区分を選択してください。(複数選択可) 選択した影響によって2021年の対象月の売上が「2019年又は2020年の同月」と比べて50%以上減少している必要があります。

#### 【X区分】

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という。)の影響を受けた飲食店(「対象措置に伴い要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店」及び「対象措置の影響に伴う外出自粛等の影響を受けた飲食店」)と反復継続した直接・間接の取引があることによる影響

対象措置の影響を受けた飲食店と直接取引を反復継続して行っていることによる影響

- - 自らは、「<u>BtoC事業者</u>」であり、「<u>対象措置実施都道府県の個人顧客</u>」向けに「商品の販売」 又は「サービスの提供」を継続的に行っていることによる影響
- Z-1区分

「<u>Y-1区分、Y-2区分又はY-3区分の事業者</u>」に、<u>直接</u>、「商品の販売」又は「サービスの提供」を反復継続して行っていることによる影響

Z-2区分

「<u>Y-1区分、Y-2区分又はY-3区分の事業者</u>」に、<u>販売・提供先を経由して</u>、「商品の販売」又は「サービスの提供」を反復継続して行っていることによる影響

①対象月における新型コロナウイルス影響の種別について、 X-1~Z-2の8区分から1つ以上を選択してください。

## 入力方法

#### 【注意】

前ページで選択いただいた「申請者の対象措置の影響を 受けた事業の事務所の所在地」と、本ページで選択いただいた「対象月における対象措置影響の種別」の内容が相違する場合、以下のようなポップアップが表示されますので、 内容を再度ご確認いただき、修正が必要な場合は再選択してください。

#### 対象月における対象措置影響の確認

対象月において対象措置影響があったことが確認できない場合、 月次支援金を受給できません。 給付対象者に該当するか再度ご確認ください。

戻る・

申請を続行する・

※ 地方公共団体や時期により措置内容が異なる場合が あるため、詳しくは自らが所在する地方公共団体等の ホームページ等をご確認ください。

【ポップアップが表示される例(対象月:5月)】

- A) 申請者の対象措置の影響を受けた事業の事務所の所在地:岩手県盛岡市
- B)対象月におけるコロナ影響の種別:X-2区分(自らは「対象措置実施都道府県内」に所在しており~)
- →A)で選択した岩手県盛岡市は、2021年5月において、対象措置影響の 都道府県**外**であるが、B)において、自らは「対象措置実施都道府県**内**」に 所在しており~を選択していることから、内容に齟齬が生じているもの。

- 2. 取引先情報の入力



# 申請画面



#### 取引先情報



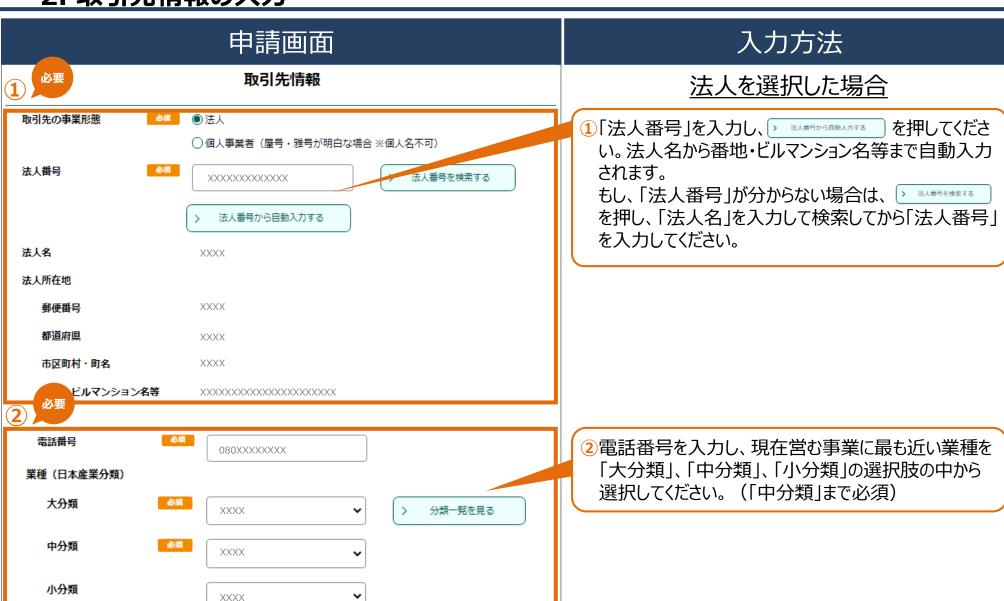
## 入力方法

以下の項目に、商品の販売又はサービスの提供を行った取引先である法人もしくは個人事業者を**売上が大きい順にすべて**入力してください(年ごとに2社ずつ入力してください)。

- ・ 2019年の対象月と同月の取引先(1)、(2)
- 2020年の対象月と同月の取引先(1)、(2)
- ・ 2021年の対象月と同月の取引先(1)、(2)
- ※消費者に商品・サービスを提供するB to C事業者の場合、仕入先等の法人・個人事業者の情報を入力してください。
- ①取引先の事業形態を選択してください。
- ※ 2021年の対象月と同月の取引先(1)、(2)は、 事業形態について、対象措置影響により取引先がない場合は、「緊急事態措置又はまん延防止等重点 措置の影響により取引先がない」を選択してください。
- ※ 影響区分でY区分のみを選択した場合は個人顧客の取引先情報を記載する必要はなく、Y区分の影響を受けた事業に関する他の取引での取引先(仕入先等)の取引先情報を記載してください。仕入先も記載ができない場合は経費の支払先等を記載してください。
- ※ 次ページに法人と個人事業者を選択した場合の入力方法を記載してありますので、ご確認ください。

- 2. 取引先情報の入力





- 2. 取引先情報の入力





# 入力方法

#### 個人事業者を選択した場合

②電話番号を入力し、現在営む事業に最も近い業種を「大分類」、「中分類」、「小分類」の選択肢の中から 選択してください。(「中分類」まで必須)

- 3. 基本情報の入力





# 入力方法

- ①再入力項目はありません(変更不可)
- ※ 簡単申請では、**基本情報のうち書類送付先のみ 変更が可能**です。書類送付先の変更方法はP.94 をご確認ください。
- ※ **直近の支援金受給時からを入力情報を変更する** 場合は、基本申請(P.32~)より申請していただ き、情報の再入力をお願いします。

- 3. 基本情報の入力



#### 申請画面 事務局からのご連絡先 不要 書類送付先(事務所所在地) 今後、本人限定受取の書面をお送りする場合があるため、必ず申請者ご本人が受け取れる住所にしてください。 ※書類送付先の住所は月次支援金事務局からお送りする郵送物の宛先として使用いたしますので、 宛先に誤りがないことを十分にご確認の上、入力ください。 なお、書類送付先住所にて郵便物が受領されなかった場合には、代表住所・申請者住所に郵便物をお送りすることがありま ※通知書の印刷時に使用できない文字(異体字等)を入力された場合、印字可能な文字に置換される場合がございます。 (例: Café⇒Cafe、刘⇒劉、吉⇒吉) 書類送付先住所が同上の場合 住所コピー 郵便番号 XXXXXXX > 郵便番号から自動入力する ハイフンなし7桁の半角数字 ※ 番地がない場合には、 都道府県 〇〇県 「無番地 と入力して ください。 市区町村 〇〇市 ※ 入力は全角となります。 番地・ビルマンション名等 ○○番地○○ ※全角で入力してください。 電話番号 080XXXXXXXX 事務局からのご連絡先(電話番号) ハイフンなし11or10桁の半角数字 マイページ作成時の上記電話番号と異なる電話番号へのご連絡を希望される方はご入力くだ SMS通知先は上記電話番号宛に送信します。ご了 必要 $(\mathbf{2})$ 次へ 戻る ※ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。 ※「次へ」ボタンを押してページが遷移した場合。 前ページまでの入力事項・添付書類は保存されます

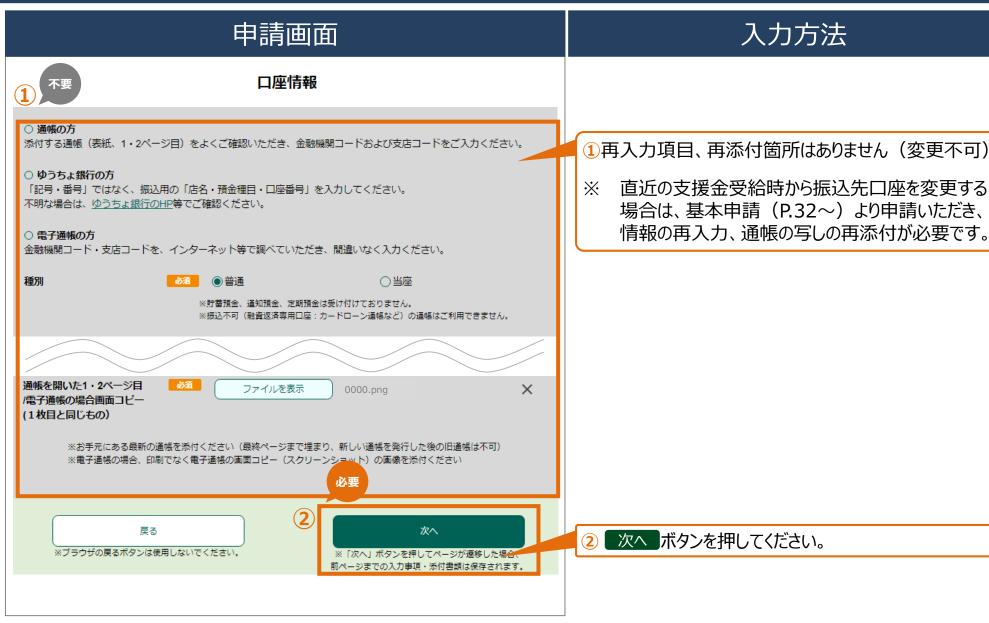
# 入力方法

直近受給した支援金と書類送付先を変更する場合は 以下をご対応ください。(変更の必要が無い場合は、 対応不要です。)

- ①入力した「申請者住所」と「書類送付先(事務所所在地)」が一致する場合、 を押すと、「書類送付先(事務所所在地)」の「郵便番号」、「都道府県」、「市区町村」、「番地・ビルマンション名等」が自動入力されます。
- ※ なお、「申請者住所」と「書類送付先(事務所所在地)」が一致しない場合は「書類送付先(事務所所在地)」の郵便番号を入力し、 を運動がは を押すと、「都道府県」、「市区町村」が自動入力されます。
- ※ 自動入力された住所に不足等ある場合は、修正してください。
- 2 次へ ボタンを押してください。

- 4. 口座情報の入力





- 5. 通常申請・申請特例の選択





# 入力方法

- ①再入力項目はありません(変更不可)
- ※ 簡単申請では本画面で変更を行うことはできません。
- ※ 直近の支援金受給時から申請区分を変更(通常申請から申請特例、申請特例から通常申請、申請特例から別の申請特例へ変更)する場合は、基本申請(P.32~)より申請をおこなってください。
- ② 次へ ボタンを押してください。

- 6. 基準年の選択





## - 7. 売上情報の入力



# 申請画面

#### 売上

#### 2019年1月から対象月までの事業収入

必須

※新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等(持続化 給付金や家賃支援給付金、一時支援金、J-LODlive補助金等)が含まれる場合には、その額を除いてください。

※2019年1月から申請の前月までの毎月の法定帳簿に対応した月間事業収入を記載してください。

ただし、以下の場合は、記載は任意又は不要であり、「記載が任意の月」の事業収入の欄に「0円」と入力して、記載を省略する

記載が任意ではないにも関わらず省略した場合には、給付要件を満たすことが確認できず、給付できませんので、ご注意くださ

なお、いかなる場合であっても、2021年の対象月の月間事業収入の入力は省略できません。

<記載が任意となる場合>

①2019年1月から2020年12月までの間に設立した場合は、設立した月よりも前の月の月間事業収入の入力は不要です。

②特定非営利活動法人若しくは公益法人等であって月次の事業収入を確認できない場合は、2020年12月以前の各月の月間事業収入を確認できない場合は、2020年12月以前の各月の月間事業収入を確認できない場合は、2020年12月以前の各月の月間事業収入を確認できない場合は、2020年12月以前の各月の月間事業収入を確認できない。

入の入力は任意です。

2019年1月	1,000,000 半角数字・1円単位まで記載	2020年1月	1,000 円 半角数字・1円単位まで記載	2021年1月	0 円半角数字・1円単位まで記載
2019年2月	1,000,000 半角数字・1円単位まで記載	2020年2月	100 円 半角数字・1円単位まで記載	2021年2月	0 円 半角数字・1円単位まで記載
2019年3月	1,000,000 半角数字・1円単位まで記載	2020年3月	300 円 半角数字・1円単位まで記載	2021年3月	0 円 半角数字・1円単位まで記載
2019年4月	0 半角数字・1円単位まで記載	2020年4月	0 円 半角数字・1円単位まで記載	2021年4月	0 円 半角数字・1円単位まで記載

# 入力方法

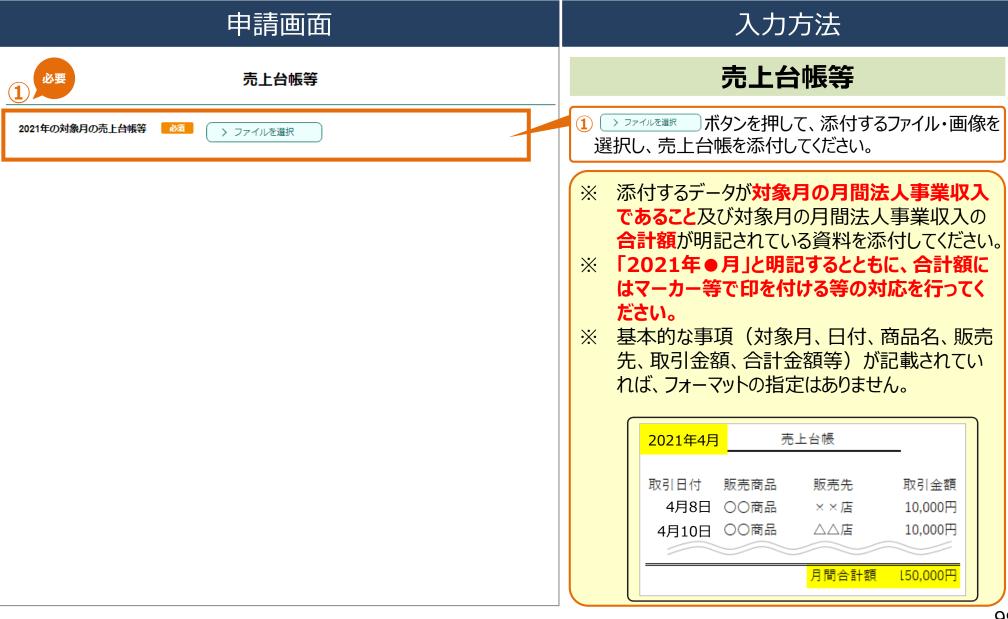
- ①2019年1月から2021年の対象月までの各月の帳簿 書類(売上台帳等)に基づいて、「2019年1月~ 12月 |、「2020年1月~12月 |、「2021年1月~対 象月」の各月の売上を入力してください。
- ※ 円単位で記入してください。

#### 【売上入力時の注意事項】

- 2019年1月から2021年の対象月までの毎月の法定帳簿に対 応した月間法人事業収入を入力頂きます。入力を省略しては ならない筒所について、入力を省略した場合には、給付要件を 満たすことが確認できずに給付できませんので、ご注意ください。
- 給付額の算定に用いる法人事業収入等については、新型コロ ナウイルス感染症対策として国または地方公共団体により申 請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等(持続 化給付金や家賃支援給付金、J-LODiveを補助金を含めた 新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金・補助金、 新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休 業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金等)を除いた額で 申請していただきます。そのため、「確定申告書に記載の法人事 業収入等」と「申請フォームに記載の法人事業収入」に相違が あっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必 要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局から は、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。

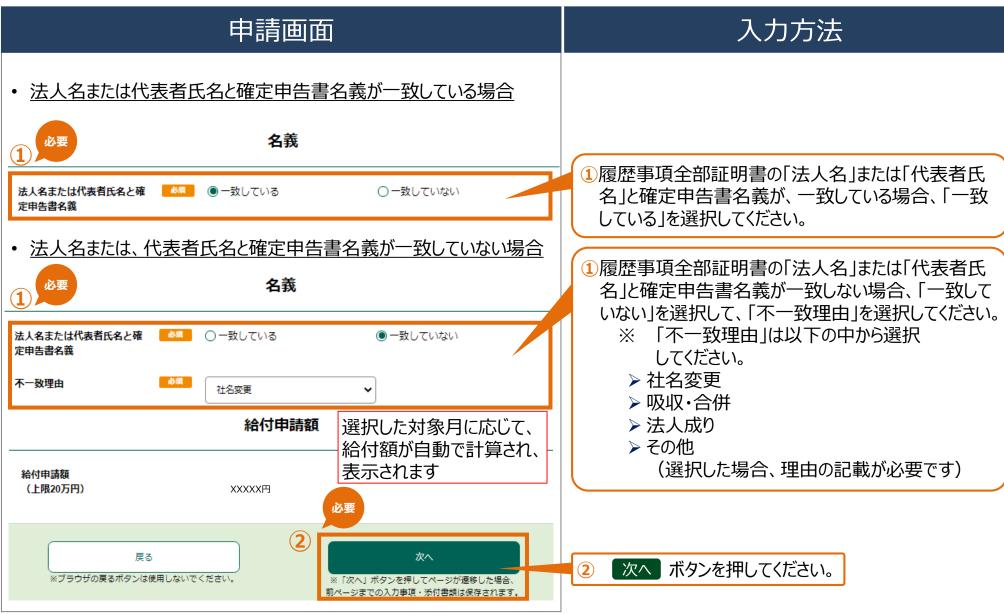
- 7. 売上情報の入力





- 7. 売上情報の入力





- 8. 証拠書類の添付





# 入力方法

# 宣誓·同意書

① → ファイルを選択 ボタンを押して、添付するファイル・画像を選択し、事前確認時に作成した「月次支援金に係る宣誓・同意書」を添付してください。「月次支援金に係る宣誓・同意書」は月次支援金ホームページからダウンロード可能です。

https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/downloads/index.html

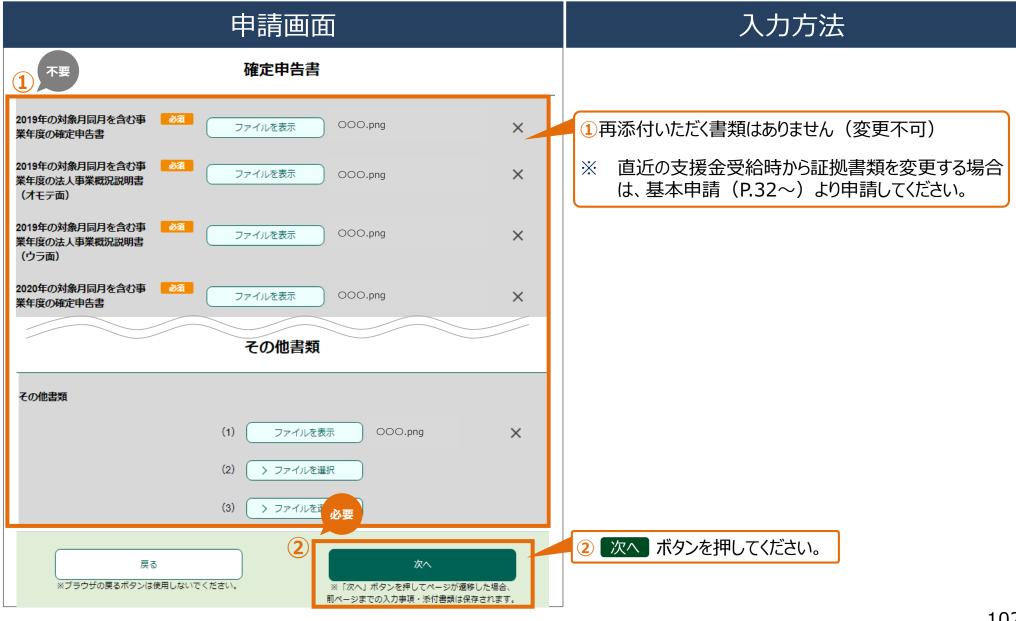
- ※ 月次支援金を受給したことが無い場合は、「月次 支援金に係る宣誓・同意書」の添付が必要です。
- ※ 月次支援金を受給したことがある場合は再度の添付は不要です。

#### 自署が必要です。

※ 視覚や手指等に障害があり、自署の署名が難しい場合には、「〇〇〇〇〇(代筆:△△△△)」のように、ご自身のお名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、ご自身の身体障害者手帳(手帳様式は全ページ、カード様式は両面)の写しを自署の署名が必要な書類(宣誓・同意書等)の後ろに添付し、1つのファイルにしていただいたものを申請画面に添付してください。

- 8. 証拠書類の添付





<u>- 9. 入力内容確認·申請完了</u>





# 入力方法

- ①申請後に給付申請額の変更はできません。給付申請額が正しいことを十分に確認してから申請してください。 また、給付申請額は給付をお約束するものではありません。
- ②確認画面で入力内容を確認し、修正が必要な場合は 修正 ボタンを押してください。修正が必要ない場合は 申請 ボタンを押してください。
- ・以上で月次支援金の申請は終わりです。事務局にて順次申請内容を確認します。
- ・申請内容に不備がある場合は、不備修正を 依頼します。その際には、審査に時間を要する ので、申請ボタンを押す前に、申請要領記載 の「申請時の注意事項」等を参考に、申請内 容が適切であるかを改めてご確認の上、申請 してください。
- 給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。

# 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

- ※ 特例申請における主な内容をまとめたものであるため、代替の証拠書類や入力 内容の詳細については、月次支援金ホームページに掲載している「申請要領」 等を必ずご確認ください。
- ※ **簡単申請においては、売上台帳を除く証拠書類、書類送付先及び売上情報 以外の入力情報の変更はできません。** 直近の支援金受給時から入力情報、 基準年、売上台帳を除く証拠書類を変更する場合は、基本申請(P.32~) より申請してください。

月次支援金事務局のホームページ 資料ダウンロード

https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/downloads/index.html

# 手順3 月次支援金の申請(簡単申請) A-1: 証拠書類特例

対応要否必要

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



# 入力方法

## 売上画面

「基準年」として「2018年」を選択した場合、「2018年の基準月(対象月と同月)の法人事業収入」を入力してください。(基準年は選択できません)

※「2019年」又は「2020年」を選択した場合は、売 上欄で入力した金額が表示されます。

# 

# 添付画面

通常申請と同様です。(P.101~をご確認ください)

※ 直近の支援金受給時から入力情報、基準年、及び 売上台帳を除く証拠書類を変更する場合は、基本 申請(P.32~)より申請してください。

# 手順3 月次支援金の申請(簡単申請) B-1: 新規開業特例

対応要否不要

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



## 入力方法

## 売上画面

通常申請と同様です。(P.97~をご確認ください)

#### 添付画面

通常申請と同様です。 (P.101~をご確認ください)

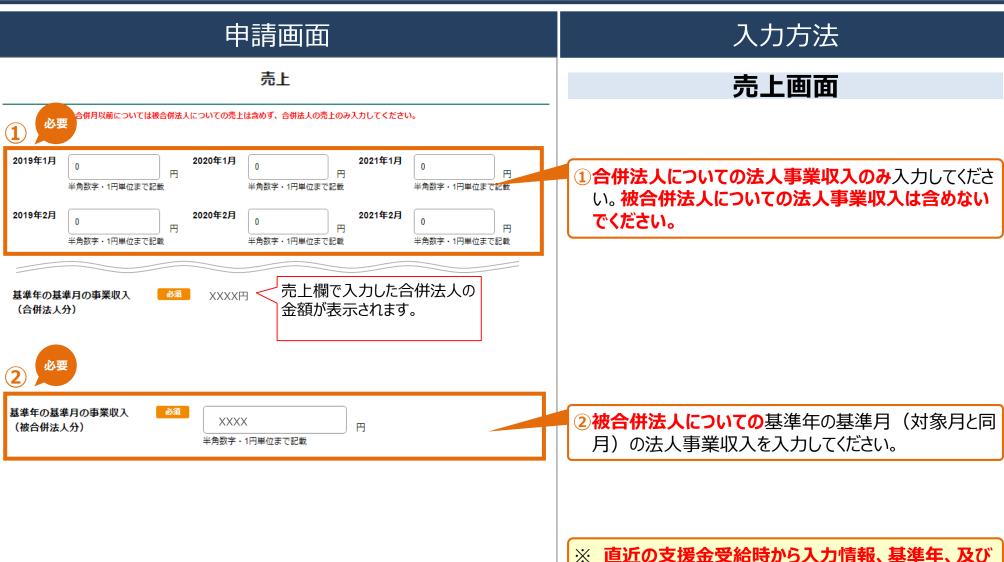
※ 直近の支援金受給時から入力情報、基準年、及び 売上台帳を除く証拠書類を変更する場合は、基本 申請(P.32~)より申請してください。

# 手順3 月次支援金の申請(簡単申請) B-3:合併特例(1/2)

対応要否



- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



※ 通常の申請と異なる点を記載しています。

売上台帳を除く証拠書類を変更する場合は、基本

申請(P.32~)より申請してください。

## 手順3 月次支援金の申請(簡単申請) B-3:合併特例(2/2)

対応要否



- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

#### 申請画面 確定申告書 不要 ※被合併法人が2社(計3社)以上ある場合は、ファイルを結合してアップロードしてください。 2019年の対象月同月を含む事 必須 > ファイルを選択 業年度の確定申告書 2019年の対象月同月を含む事 > ファイルを選択 業年度の法人事業概況説明書 (オモテ面) 2019年の対象月同月を含む事 > ファイルを選択 業年度の法人事業概況説明書 (ウラ面) 2019年の対象月同月を含む事 > ファイルを選択 業年度の確定申告書(被合併 法人分) 必須 2019年の対象月同月を含む事 > ファイルを選択 業年度の法人事業概況説明書 (被合併法人分) (オモテ 面) 2019年の対象月同月を含む事 > ファイルを選択 業年度の法人事業概況説明書 (被合併法人分) (ウラ面)

## 入力方法

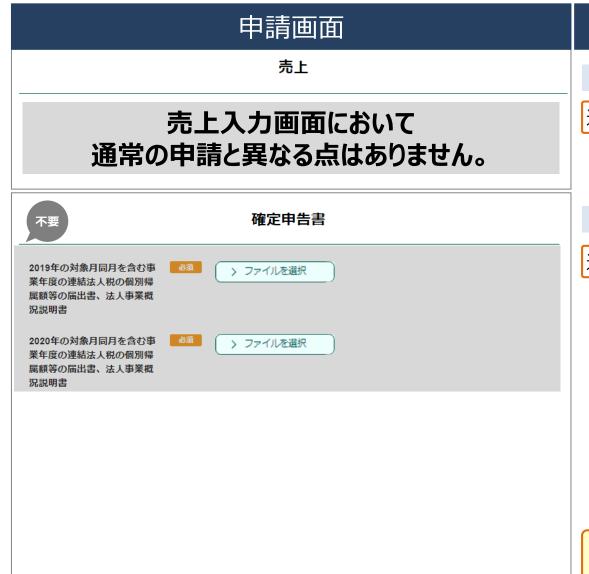
### 添付画面

通常申請と同様です。(P.101~をご確認ください)

## 手順3 月次支援金の申請(簡単申請) B-4:連結納税特例

対応要否不要

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



## 入力方法

## 売上画面

通常申請と同様です。(P.97~をご確認ください)

### 添付画面

通常申請と同様です。 (P.101~をご確認ください)



- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



## 入力方法

## 売上画面

基準年として「2017年」又は「2018年」を選択した場合、「基準月の法人事業収入」を入力してください。 (基準年は選択できません)

※ 「2019」年又は「2020年」を選択した場合は、売 上欄で入力した金額が表示されます。

### 添付画面

通常申請と同様です。 (P.101~をご確認ください)

## 手順3 月次支援金の申請(簡単申請) B-6:法人成り特例

対応要否



- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



## 入力方法

## 売上画面

通常申請と同様です。(P.97~をご確認ください)

## 手順3 月次支援金の申請(簡単申請) B-6:法人成り特例

対応要否

不要

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



## 入力方法

### 添付画面

通常申請と同様です。 (P.101~をご確認ください)

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

# 申請画面 売上 不要 必須 通常の場合 申請の種別 ○法人の根拠法令等で作成が義務づけられている書類において、 月次の事業収入を確認できる場合 ○法人の根拠法令等で作成が義務づけられている書類において、 月次の事業収入を確認できない場合 新規設立の場合 ○ 2019年又は2020年に設立したNPO法人、公益法人等で新規開業 特例と同様の計算式の適用を希望する場合 ○2021年1月~3月に設立したNPO法人、公益法人等で新規開業特 例と同様の計算式の適用を希望する場合

## 入力方法

### 売上画面

申請の種別は変更できません。変更する場合は、基本申請(P. 32~)より申請してください。

## 手順3 月次支援金の申請 (簡単申請) B-7-1: NPO法人・公益法人等全般



## - 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

#### ①において(1)を選択した場合



## 入力方法

## 売上画面

基準年として「2018年」を選択した場合、「基準年の基準月(対象月と同月)の法人事業収入」を入力してください。(基準年は選択できません)

※「2019年」、「2020年」を選択した場合は、売上欄で入力した金額が表示されます。

## 添付画面

通常申請と同様です。(P.101~をご確認ください)

年間事業収入が確認できる書類

提出する書類の事業年度
 下記のボックスから選択して、必要な書類を添付して下さい。
 □ 2018年の対象月同月を含む事業年度 □ 2019年の対象月同月を含む事業年度

2018年の対象月同月を含む事業年度の年間事業収入が分かる書類

② 2019年の対象月同月を含む事業年度の年間事業収入が分かる書類

② 2019年の対象月同月を含む事業年度の年間事業収入が分かる書類

② 2019年の対象月同月を含む事業年度の年間事業収入が分かる書類

※ 直近の支援金受給時から入力情報、基準年、及び 売上台帳を除く証拠書類を変更する場合は、基本 申請(P.32~)より申請してください。

※ 通常の申請と異なる点を記載しています。



## - 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

### ①において(2)を選択した場合



## 入力方法

### 売上画面

通常申請と同様です。 (P.97~をご確認ください)

### 添付画面

|通常申請と同様です。(P.101~をご確認ください)

※ 直近の支援金受給時から入力情報、基準年、及び 売上台帳を除く証拠書類を変更する場合は、基本 申請(P.32~)より申請してください。

通常の申請と異なる点を記載しています。

## 手順3 月次支援金の申請 (簡単申請) B-7-1: NPO法人・公益法人等全般

対応要否

不要

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

#### ①において(3)を選択した場合



### 入力方法

## 売上画面

通常申請と同様です。 (P.97~をご確認ください)

### 添付画面

|通常申請と同様です。(P.101~をご確認ください)

※ 直近の支援金受給時から入力情報、基準年、及び 売上台帳を除く証拠書類を変更する場合は、基本 申請(P.32~)より申請してください。

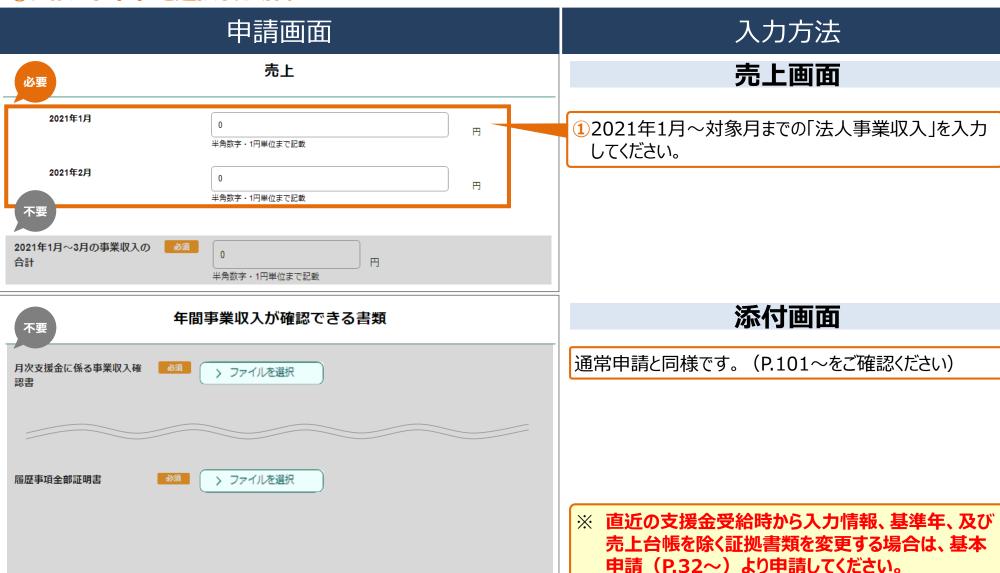
通常の申請と異なる点を記載しています。

## 手順3 月次支援金の申請 (簡単申請) B-7-1: NPO法人・公益法人等全般

対応要否 必要/不要

## - 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

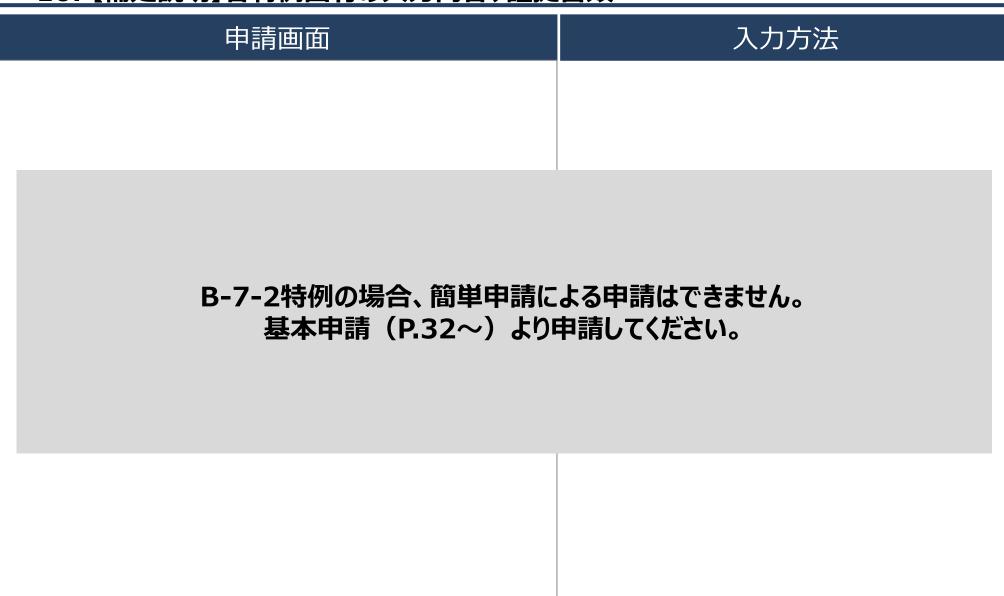
#### ①において(4)を選択した場合



※ 通常の申請と異なる点を記載しています。

## 手順3 月次支援金の申請(簡単申請) B-7-2: 寄附型NPO法人

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類

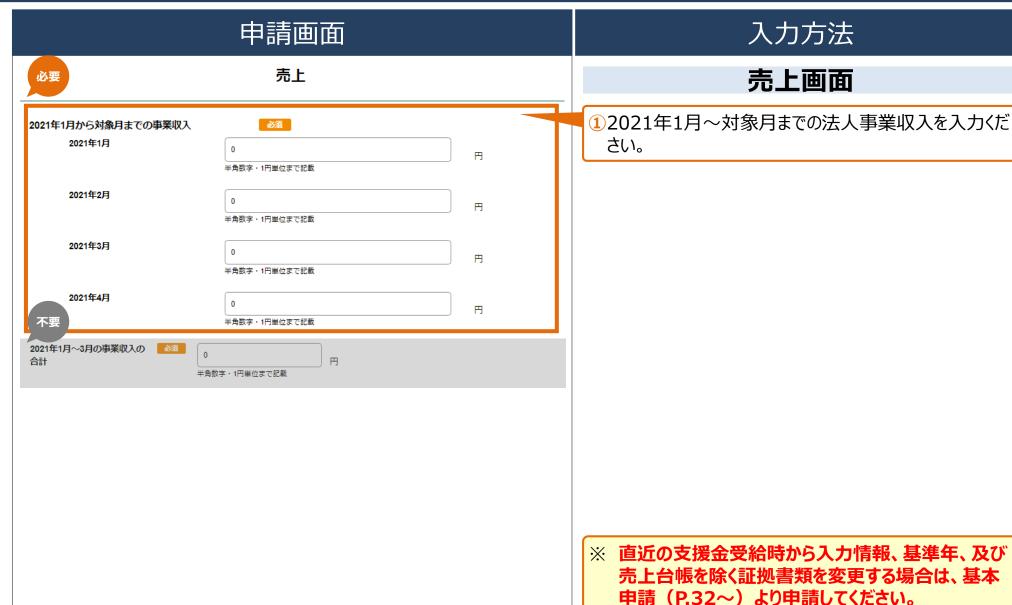


## 手順3 月次支援金の申請(簡単申請) C-1: 新規開業特例

必要 / 不到

対応要否

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



※ 通常の申請と異なる点を記載しています。

119

## 手順3 月次支援金の申請(簡単申請) C-1: 新規開業特例

対応要否

不要

- 10. 【補足説明】各特例固有の入力内容、証拠書類



## 入力方法

## 添付画面

通常申請と同様です。 (P.101~をご確認ください)

# 手順3 月次支援金の申請

- 1. 基本申請·簡単申請共通 P.25
- 2. 基本申請
- 3. 簡単申請
- 4. 不備内容の修正·取下げ P.121

P.32

P.85

## 手順3月次支援金の申請(不備内容の修正・申請の取下げ方法)

- 対象月が4月・5月の場合(申請期日2021年8月15日)



# 入力方法

- ①申請内容に不備がある場合、マイページに、「申請内容をご確認ください」とのメッセージが表示されますので、○ を押してください。
- ②申請内容に不備がある場合、「不備内容の連絡」欄に 不備内容が記載されていますので、内容をご確認ください。
- ③ 申請内容を修正する・ を押し、申請内容を修正してください。

#### 【注意】

- ・ 申請の取り下げを行う場合には、 申請を取り下げる・ を押してください。 同一の対象月における申請は1度に限ります。取り下げた場合は、同一の対象月で再度申請することはできません。
- ただし、簡単申請を取り下げた場合に限り、同一の対象月であっても、 以下の条件を満たす場合は、1度に限り基本申請で再申請することができます。
  - ✓ 対象月の申請期日の翌日から起算して15日前以前に簡単申 請を取り下げ、その申請期日までに基本申請で再申請する場合
  - ✓ 対象月の申請期日の翌日から起算して14日前から申請期限 までの間に簡単申請を取り下げ、その申請期日の翌日から起算 して14日後までの間に基本申請で再申請する場合
  - ✓ 対象月の申請期日の翌日以降に簡単申請を取り下げ、その取り下げた日から起算して14日後までの間に基本申請で再申請する場合
- 8/16以降に簡単申請を取り下げた場合は、取り下げた日から起算して14日後 まで基本申請が可能

## 手順3 月次支援金の申請(不備内容の修正・申請の取下げ方法)

- 対象月が6月以降の場合



## 入力方法

- ①申請内容に不備がある場合、マイページに、「申請内容をご確認ください」とのメッセージが表示されますので、を押してください。
- ②申請内容に不備がある場合、「不備内容の連絡」欄に 不備内容が記載されていますので、内容をご確認くださ い。
- ③ 申請内容を修正する・を押し、申請内容を修正してください。

#### 【注意】

- 申請の取り下げを行う場合には、 申請を取り下げる・ を押してください。
   同一の対象月における申請は1度に限ります。取り下げた場合は、同一の対象月で再度申請することはできません。
- ただし、簡単申請を取り下げた場合に限り、同一の対象月であっても、 以下の条件を満たす場合は、1度に限り基本申請で再申請することができます。
  - ✓ 対象月の申請期日の翌日から起算して15日前以前に簡単申請を取り下げ、その申請期日までに基本申請で再申請する場合
  - ✓ 対象月の申請期日の翌日から起算して14日前以降に簡単申請を取り下げ、その取り下げた日から起算して14日後までの間に基本申請で再申請する場合